

議案第12号

平成26年度アクションプランについて

平成26年度アクションプランについて、別添のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県教育振興基本計画別冊

(案)

平成26年度

「アクションプラン」

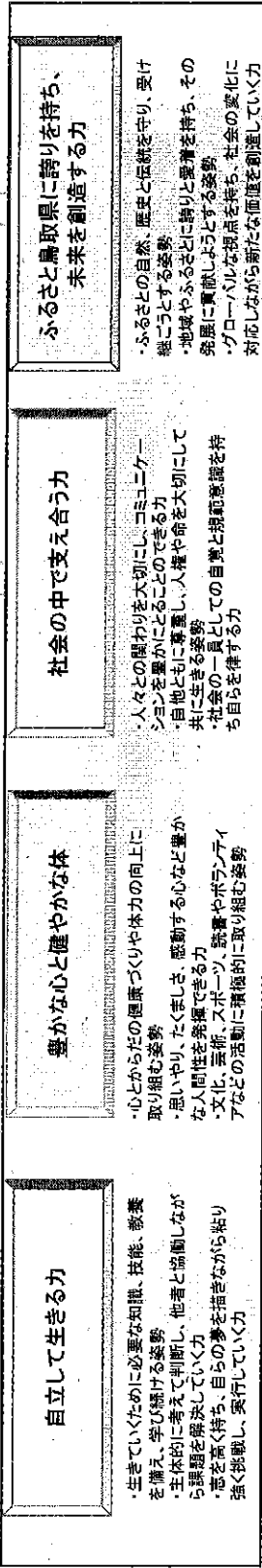
平成26年3月21日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～

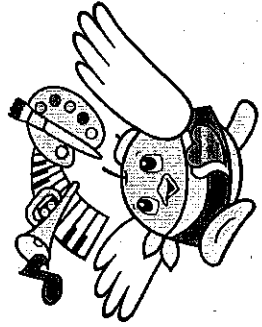
基本理念 自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

●基本理念を支える4つの「力と姿勢」



●5つの目標 と特に力を入れた18の施策と重点取組

|  |   |  |  |   |
|--|---|--|--|---|
| <p><b>1 社会全体で学び続ける環境づくり</b></p> <p>(1) 社会全体で取り組む教育の推進<br/>○学校、家庭、地域の連携、協力体制の構築</p> <p>(2) 家庭教育の充実<br/>○保護者同士のネットワーク形成</p> <p>(3) 生涯学習の環境整備と活動支援<br/>○図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実</p> | <p><b>2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進</b></p> <p>(4) 幼児教育の充実<br/>○発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、発展</p> <p>(5) 学力向上の推進<br/>○スクラム教育等による校種を超えた連携の拡大</p> <p>(6) 特別支援教育の充実<br/>○個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供</p> <p>(7) 社会の進展に対応できる教育の推進<br/>○英語教育の充実、ICTの活用、手話の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成</p> <p>(8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進<br/>○いじめ、不登校等の未然防止、早期対応</p> <p>(9) 健やかな心と体づくりの推進<br/>○学校と地域が連携した体力向上</p> | <p><b>3 学校を支える教育環境の充実</b></p> <p>(10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実<br/>○社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討</p> <p>(11) 特色ある学校運営の推進<br/>○学校数量や単位の活用やコミュニティスクール等、学校の自主性を発揮した取組推進</p> <p>(12) 人的、物的な教育資源の充実<br/>○中長期的な視点での苦手、学校リーダーの育成</p> <p>(13) 安全、安心な教育環境の整備<br/>○食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備</p> <p>(14) 私立学校への支援の充実<br/>○私立学校の多様な取組への支援</p> <p><small>※私立学校の所管は知事部局です。</small></p> | <p><b>4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり</b></p> <p>(15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実<br/>○幼児期からの運動習慣づくり</p> <p>(16) トップアスリートの育成<br/>○ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実</p> | <p><b>5 文化、伝統の継承、創造、再発見</b></p> <p>(17) 文化、芸術活動の一層の振興<br/>○子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高める機会の提供</p> <p>(18) 文化財の保存、活用、伝承<br/>○祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援</p> |
|--|---|--|--|---|



# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I 平成26年度施策の重点事業                  | 1  |
| II 平成26年度アクションプラン                |    |
| 目標1 社会全体で学び続ける環境づくり              | 6  |
| (1) 社会全体で取り組む教育の推進               | 6  |
| (2) 家庭教育の充実                      | 7  |
| (3) 生涯学習の環境整備と活動支援               | 8  |
| 目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進              | 11 |
| (4) 幼児教育の充実                      | 11 |
| (5) 学力向上の推進                      | 12 |
| (6) 特別支援教育の充実                    | 16 |
| (7) 社会の進展に対応できる教育の推進             | 20 |
| (8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進           | 21 |
| (9) 健やかな心と体づくりの推進                | 25 |
| 目標3 学校を支える教育環境の充実                | 26 |
| (10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実         | 26 |
| (11) 特色ある学校運営の推進                 | 27 |
| (12) 人的、物的な教育資源の充実               | 29 |
| (13) 安全、安心な教育環境の整備               | 31 |
| (14) 私立学校への支援の充実                 | 33 |
| 目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり      | 34 |
| (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実     | 34 |
| (16) トップアスリートの育成(競技力向上)          | 36 |
| 目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見              | 37 |
| (17) 文化、芸術活動の一層の振興               | 37 |
| (18) 文化財の保存、活用、伝承                | 38 |
| 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制             | 40 |
| (1) 県民との協働による計画の推進               | 40 |
| (2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進 | 41 |
| 参考 数値目標一覧                        | 42 |

## 平成26年度施策の重点事業

### 目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

| 実施主体<br>①重点取組                                    | 目指すところ                   | 重点事業・取組   |
|--|--------------------------|---|
| (1) 社会全体で取り組む教育の推進<br><br>①学校、家庭、地域の連携、協力体制の構築   | ①地域の教育力の向上               | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携）<br><br>ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 |
|  | ②社会全体による学校支援             | 特別支援学校早朝子ども教室モデル事業<br><br>地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業                              |
|  | ③社会教育を推進する人材の育成と団体支援     | 人権尊重のまちづくり推進支援事業<br><br>各地区社会教育担当者会・社会教育担当者研究協議会研修会の開催                                |
| (2) 家庭教育の充実<br><br>②保護者同士のネットワーク形成               | ①家庭の教育力の向上               | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携）<br><br>とっとりふれあい家庭教育応援事業     |
|  | ②社会全体による家庭教育の支援          | とっとりふれあい家庭教育応援事業  |
|  | ③学校と家庭が協働した学力向上【再掲2-(5)】 | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携）                             |
| (3) 生涯学習の環境整備と活動支援<br><br>③図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実 | ①生涯学習の推進                 | 各地区社会教育担当者会・社会教育担当者研究協議会研修会の開催  |
|  | ②人権学習の推進                 | 人権尊重のまちづくり推進支援事業  |
|  | ③子どもの読書活動の推進             | 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト   |
|  | ④社会教育施設の機能の強化と利用促進       | 長期宿泊体験学習モデル事業   |
|  | ⑤図書館機能の充実                | 図書館ビジネス支援推進事業<br><br>市町村・学校図書館等協力支援事業   |
|  | ⑥博物館機能の充実                | 今後の博物館のあり方検討事業<br><br>企画展開催費<br><br>博物館普及事業費<br><br>ジオパークを楽しく学べる学習館充実事業               |

## 目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

| 特に力を入れている領域<br>◎重点領域           | 目指すところ  | 実施する取組  |  |
|--------------------------------|---|---|--|
| (4) 幼児教育の充実                    | ①幼児教育の充実  | 幼児教育充実活性化事業   |  |
| ④発達や学びの連続性を踏<br>まえた幼児期の充実、発展   | ②子育て支援の充実   | とっとりふれあい家庭教育応援事業  |  |
|                                | ①学校と家庭が協働した学力向上                                       | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいき<br>キャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等<br>との連携） |  |
|                                |   | 保護者と連携した生活習慣づくり（心とからだいきいき<br>キャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等<br>との連携） |  |
|                                | ②自らの将来に夢や目標を持ち、主<br>体的に学習する児童生徒の育成                    | とっとり夢プロジェクト事業   |  |
|                                |   | 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等<br>構築事業                                |  |
|                                | (5) 学力向上の推進   | 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進   |  |
|                                |   | 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推<br>進事業                                 |  |
|                                |   | ④教員の授業力向上   | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業<br>教職員研修費<br>英語教育強化事業 |
|                                | ⑤スクラム教育等による校<br>種を超えた連携の拡大                            | ⑤学び合い、つながる環境づくり   | 教科でつながる中・高等学校の連携教育                           |
|                                |   | ⑥カリキュラム改善   | 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業                       |
| ⑦児童生徒へ科学やものづくりの楽し<br>さを知る機会の充実 |   | 博物館普及事業費  |  |
|                                |   | 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業   |  |
| (6) 特別支援教育の充実                  | ①自立と社会参加の促進を目指した教<br>育環境の整備                           | I C Tを活用した学びの支援事業   |  |
|                                |   | 地域で進める特別支援教育充実事業  |  |
|                                | ②特別支援学校のセンター的機能と学<br>校間連携の推進                          | 特別支援学校管理・運営事業   |  |
|                                | ③幼稚園・保育所、小学校、中学校、<br>高等学校間での連続性のある教育の推<br>進           | 発達障がい児童生徒等支援事業  |  |
|                                | ④「個別の教育支援計画」及び「個別<br>の指導計画」を活用した指導と支援の<br>充実          | 特別支援教育総合推進事業  |  |
|                                | ⑤発達障がいを含む障がいのある児童<br>生徒等への一貫した指導体制の確立と<br>関係機関との連携の充実 | 発達障がい児童生徒等支援事業  |  |
|                                |   | ⑥キャリア教育と移行支援の充実   | 県教育委員会における障がい者就労支援事業                         |
|                                | 鳥取県特別支援学校技能検定実施事業                                     |   |  |
|                                | ⑥個々の障がいの種類や程<br>度に応じた教育の提供                            | ⑦教員の専門性の向上  | 発達障がい児童生徒等支援事業（小中高等学校管理職等専<br>門性向上事業）        |
|                                |   | ⑧保護者支援の充実   | 特別支援学校早朝子ども教室モデル事業                           |
| 発達障がい児者家族生き生き安心プロジェクト          |   |   |  |
| ⑨特別支援教育と障がいのある子ども<br>の理解・啓発    |   | 発達障がい情報発信強化事業   |  |
| ⑩手話教育の推進【再掲2-(7)】              | 手話で学ぶ教育環境整備事業   |   |  |

| ⑩重点取組   | 目指す姿                | 重点事業・取組                         |
|---|---------------------|---------------------------------|
| (7) 社会の進展に対応できる教育の推進<br>⑦ICTの活用、英語教育の充実、手話の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成 | ①鳥取県に誇りと愛着を持った人材の育成 | 郷土を愛する心情及び態度の育成                 |
|   | ②情報社会を主体的に生きる人材の育成  | ケータイ・インターネット教育啓発推進事業            |
|   | ③主体的に行動する人材の育成      | とっとり夢プロジェクト事業                   |
|   | ④手話教育の推進            | 手話で学ぶ教育環境整備事業                   |
|   | ⑤環境教育の推進            | TEASの取得促進                       |
| (8) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進<br>⑧いじめ、不登校等の未然防止、早期対応                           | ①道徳教育や人権教育の充実       | 道徳教育推進事業                        |
|   | ②読書活動の推進            | 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト             |
|   | ③体験活動・文化芸術活動の充実     | 長期宿泊体験学習モデル事業                   |
|   | ④郷土を愛する姿勢の育成        | ととりの民芸芸振興事業                     |
|   | ⑤不登校ゼロへの取組          | スクールソーシャルワーカー活用事業               |
|   | ⑥いじめ問題等への取組         | いじめ防止対策推進事業<br>生徒指導支援事業（いじめ問題等） |
| (9) 健やかな心と体づくりの推進<br>⑨学校と地域が連携した体力向上                                    | ①学校体育の充実            | 平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業        |
|   | ②子どもの体力・運動能力の向上     | 子どもの体力向上推進プロジェクト事業              |
|   | ③健康教育の充実            | 心や性の健康問題対策事業                    |
|   | ④食育の推進              | 学校における食育推進事業                    |

### 目標3 学校を支える教育環境の充実

| 実施内容  | 実施内容                 | 実施内容  |
|---|----------------------|---|
| (10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実<br>⑩社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討          | ①公立小・中学校の在り方         | 少人数学級の継続  |
|   | ②今後の県立高等学校の在り方       | 高等学校改革推進事業  |
|   | ③今後の特別支援教育の在り方       | 今後の特別支援教育の在り方検討                                       |
| (11) 特色ある学校運営の推進<br>⑪学校裁量予算の活用やコミュニティースクール等、学校の自主性を発揮した取組推進 | ①県民に関われ、信頼される学校づくり   | 教育行政監察業務<br>倉吉農業高等学校演習林活用検討事業                         |
|   | ②学校の自立と課題解決力の向上      | 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）<br>地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 |
|   | ③学校組織運営体制の充実         | 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）                                   |
|   | ④教職員の過重負担・多忙感        | 教職員いきいき！プロジェクト推進事業<br>ICTを活用した学校運営支援システム構築事業          |
|   | ⑤教職員の精神性疾患への対応       | 教職員健康管理事業費<br>教職員心の健康対策事業費                            |
| (12) 人的、物的な教育資源の充実<br>⑫中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成                | ①教員の資質向上や指導力・授業力の向上  | エキスパート教員ステップアップ事業<br>エキスパート教員認定制度                     |
|   | ②県民に信頼される教職員の育成      | 教育行政監察業務  |
|   | ③優秀な人材確保のための教員採用     | 教員採用試験  |
|   | ④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進 | 市町村・学校図書館等協力支援事業                                      |
|   | ⑤ICTを活用した教育の推進       | 21世紀型スキルの習得のためのICT環境の構築                               |
|   | ⑥校庭の芝生化              | 県立学校校庭芝生化推進事業費  |
|   | ⑦環境教育の推進             | 環境教育に資する施設、設備の導入検討                                    |
| (13) 安全、安心な教育環境の整備<br>⑬食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備             | ①公立学校の耐震対策の推進        | 県立学校耐震化推進事業費  |
|   | ②学校内外の安全確保           | ケータイ・インターネット教育啓発推進事業<br>学校安全対策事業                      |
|   | ③安全、安心な学校給食          | 学校給食用食材県産品利用（地産地消）推進事業                                |
|   | ④特に支援が必要な家庭への支援      | 奨学資金債権回収事業<br>育英奨学事業<br>育英奨学事業（給付型）                   |
| (14) 私立学校への支援の充実<br>⑭私立学校の多様な取組への支援                         | ①私立学校の振興             | 私立学校教育振興補助金   |
|   | ②学校経営の健全性の向上、入学者確保   | 私立学校教育振興補助金   |
|   | ③私立学校の耐震化            | 私立学校施設整備費補助金  |



#### 目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

| 特に力を入れたい施策<br>◎重点取組                                      | 目的とする                             | 施策・取組   |
|--|-----------------------------------|---|
| (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実<br>⑮幼児期からの運動習慣づくり           | ①幼児期における運動、スポーツの基礎づくり             | 子どもの体力向上推進プロジェクト事業  |
|  | ②少年期（小学校～高等学校）の適正なスポーツ活動の充実       | 県立鳥取工業高等学校グラウンド整備事業費<br>県立倉吉西高等学校弓道場整備事業費<br>県立倉吉総合産業高等学校グラウンド整備事業費 |
|  | ③成年期からの運動、スポーツ活動の充実               | 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」平成26年度開催準備費負担金                                 |
| (16) トップアスリートの育成（競技力向上）<br>⑯ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実 | ①ジュニア期からの一貫指導体制の整備                | 平成28年度全国高等学校総合体育大会特別強化事業<br>競技力向上対策事業費                              |
|  | ②アスリートのキャリア形成の推進                  | 競技力向上対策事業費  |
|  | ③2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の実施 | 2020東京オリンピック・パラリンピック代表選手育成プロジェクト<br>集まれ！トップアスリート合宿誘致プロジェクト事業        |

#### 目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見

| 特に力を入れたい施策<br>◎重点取組                                  | 目的とする                               | 施策・取組   |
|--|-------------------------------------|---|
| (17) 文化、芸術活動の一層の振興<br>⑰子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、完成を高める機会の提供 | ①文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充              | 新生とりアート事業<br>アーティストリゾートとっとり芸術祭開催事業            |
|  | ②文化、芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保            | 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業<br>鳥取県障がい者アート推進事業            |
|  | ③文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの定着            | 「とっとりアートスタート」推進事業                             |
| (18) 文化財の保存、活用、伝承<br>⑱祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援         | ①県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成 | 伝統芸能等支援事業                                     |
|  | ②文化財保護の推進                           | 伝統芸能等支援事業<br>受託発掘調査事業（山陰道「鳥取西道路」）             |
|  | ③文化遺産の再発掘・磨き上げ                      | 「ふるさとを元気に」ととりの文化遺産活用推進事業<br>「とっとりアートスタート」推進事業 |

#### 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

|                                  |                      |                              |
|----------------------------------|----------------------|------------------------------|
| (1) 県民との協働による計画の推進               | ①県民意見の把握と開かれた教育の推進   | 知りたい！聞きたい！開かれた教育づくり事業        |
|                                  | ②教育問題等への迅速かつ的確な対応    | 教育審議会費                       |
| (2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進 | ①市町村との連携・協力体制の充実     | チャレンジする市町村を応援する教育交付金         |
|                                  | ②高等教育機関との連携、協力の一層の推進 | 教育企画費<br>未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 |

# 平成26年度鳥取県教育振興基本計画アクションプラン

## 目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

### (1) 社会全体で取り組む教育の推進

#### ① 地域の教育力の向上

- ・地域住民や保護者同士の絆づくりの推進や学びの機会の提供を通じて、コミュニティの一員としての自覚を促し、地域課題の解決に向けた取組を推進します。
- ・保護者や大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的生活習慣の定着、規範意識やマナーの向上を図るため、啓発に取り組みます。
- ・スマートフォンや携帯電話、インターネット等とのより良い接し方や薬物依存の危険性等に関して、保護者等への啓発を行うなど、メディアによる有害情報や薬物乱用の危険から子どもたちを守る取組を推進します。

| 事業・取組名  | 担当課            | 事業・取組内容   |
|---|----------------|---|
| 保護者と連携した生活習慣づくり<br>(心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携) | 教育総務課<br>小中学校課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組や啓発活動を実施する。【再掲1(2)①】  |
| 地域で育む学校支援ボランティア事業   | 小中学校課          | 小・中学校の実態に応じて地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を実施する。【再掲1(1)②】   |
| 高校生マナーアップ推進事業   | 高等学校課          | 高校生の規範意識の向上と、社会の一員としての自覚を高めるため、大人が手本となり、県内高校生を見守り育てる運動を県民全体で展開する。   |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業  | 社会教育課          | 保護者をはじめとする大人に対して、携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。   |
| 県市町村社会教育振興事業  | 社会教育課          | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。【再掲1(1)③】   |
| 社会教育担当者会の開催   | 各教育局           | 【東部教育局】<br>各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。<br>【中部教育局】<br>各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。<br>【西部教育局】<br>西部地区の社会教育関係者が一堂に会し課題解決に向けた研修を行う。<br>西部地区社会教育担当者研究協議会に6部会を設置し、各部会の充実と連携による事業展開を図る。【再掲1(1)③】 |
| 関係団体等と連携した親や大人がモデルを示す運動の展開                                    | 青少年・家庭課        | 青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し意識啓発を図る。   |

#### ② 社会全体による学校支援

- ・学校支援ボランティア、放課後子ども教室の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携、協力体制を構築することを通じて、地域社会全体で学校を支え、子どもたちを育む活動を支援します。

| 事業・取組名                                 | 担当課            | 事業・取組内容  |
|--|----------------|--|
| 地域で育む学校支援ボランティア事業                      | 小中学校課          | 小・中学校の実態に応じて地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を実施する。                               |
| 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(学校支援地域本部事業)   | 小中学校課          | 地域住民が、学校からの要望に応じて様々な教育に関わる活動にボランティアとして参画する取組を支援する。   |
| 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(放課後子ども教室推進事業) | 小中学校課          | 放課後や週末等の子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を地域の方々の参画を得て支援する。                                     |
| 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業         | 小中学校課          | 地域の多様な人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、地域と連携した土曜授業の補助や、多様な学習プログラムの実施を支援する。                                  |
| 特別支援学校早朝子ども教室モデル事業                     | 特別支援教育課        | 特別支援学校の学校受入時刻までの早朝時間帯の子ども達の居場所を地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアにより整備し、保護者の負担軽減や児童生徒の活動支援を行う。【再掲2(6)⑧】 |
| 学社連携による学校支援                            | 東部教育局          | 学校に役立つ情報の提供や学校における保護者会などのワークショップの開催。   |
| 学社連携による生涯学習の推進                         | 中部教育局<br>西部教育局 | 【中部教育局】<br>学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。【再掲1(3)①】<br>【西部教育局】<br>学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。              |

### ③社会教育を推進する人材の育成と団体支援

- ・地域づくり、人づくりの要となる市町村及び公民館の職員をはじめ、社会教育関係者の資質向上を図るため、関係団体と連携、協働して、各種研修会を開催するとともに、社会教育関係団体の人材育成等を支援します。
- ・地域や職場などで「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を实践できる指導者を養成し、人権尊重の社会づくりを進めます。

| 事業・取組名                                | 担当課            | 事業・取組内容   |
|---------------------------------------|----------------|---|
| 社会教育企画費                               | 社会教育課          | 県民や市町村、実践者の意向をくみあげた施策立案及び市町村・社会教育団体との連絡調整等を行う。  |
| 県市町村社会教育振興事業                          | 社会教育課          | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。                        |
| 社会教育団体による地域づくり支援事業                    | 社会教育課          | 社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。  |
| 人権尊重のまちづくり推進支援事業                      | 人権教育課          | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人ひとりが主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、人権学習の充実に対する支援を行う。   |
| 社会人権教育振興事業                            | 人権教育課          | 県内の社会人権教育活動の充実を図るため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対し、支援を行う。 |
| 社会教育担当者会の開催                           | 東部教育局<br>中部教育局 | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。<br>【再掲1(1)①】  |
| 西部地区社会教育担当者研究協議会研修会の開催                | 西部教育局          | 西部地区の社会教育関係者が一堂に会し課題解決に向けた研修を行う。西部地区社会教育担当者研究協議会に6部会を設置し、各部会の充実と連携による事業展開を図る。           |
| 西部地区人権・同和教育振興会議研修会の開催                 | 西部教育局          | 西部地区内のPTA人権教育推進部員、行政や社会教育及び類似施設職員等対象の研修会を実施し、指導直向上に努める。【再掲1(3)②】                        |
| 指導者養成講座<br>①在学青年交歓のつどい<br>②自然体験活動実践道場 | 大山青年の家         | ①地域に根ざした活動を計画し、実践することで高校生ボランティアの育成を図る。②自然体験活動のプログラムを体験し、社会教育関係団体の今後の活動に生かせる指導者を養成する。    |

## (2) 家庭教育の充実

### ①家庭の教育力の向上

- ・保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供や、関係機関と連携した相談体制の整備など、家庭教育の支援を充実します。
- ・PTA等と連携しながら生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭での取組を呼びかけ、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

| 事業・取組名  | 担当課            | 事業・取組内容  |
|---|----------------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり<br>(心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携) | 教育総務課<br>小中学校課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的な生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組や啓発活動を実施する。 |
| とっとりふれあい家庭教育応援事業  | 小中学校課          | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。   |
| 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(家庭教育支援事業)                            | 小中学校課          | 市町村の家庭教育支援チームによる活動や親への学習機会の提供を支援する。  |
| PTAによる子どもの生活リズム向上事業   | 小中学校課          | 基本的な生活習慣の定着に係る主体的・具体的な取組や啓発活動を県PTA協議会と連携して実施する。  |
| PTA日韓交流事業   | 小中学校課          | 江原道(学校運営委員会や保護者会)と鳥取県(PTA)が相互派遣による交流事業を行う。   |
| PTAと連携した家庭教育の充実   | 東部教育局          | PTA関係団体と連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の習慣化を図るためのワークショップを行う。  |
| ファミリーキャンプ<br>船上山ウインターフェスティバル                                  | 船上山少年<br>自然の家  | 夏季にはカヌーやイカダ等のダム湖活動、また、冬季にはスノーシューやスノーチューブ等の活動をおし、家族同士のふれあいや親子の絆を深めることで、家庭教育の充実を図る。                                  |
| はじめてのお泊まり会  | 大山青年の家         | お父さんと一緒に・お母さんと一緒に、家族一緒に、3パターンのお泊まり会と防災キャンプを実施し、家族で過ごす安心感を実感し、家族の絆を深める。   |

## ②社会全体による家庭教育の支援

- ・保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業の増加に取り組み、企業の活動を支援します。
- ・関係団体と連携した啓発活動を行うなど、大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的生活習慣の定着、規範意識やマナーの向上を図ります。
- ・幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターが有する人的、物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談、助言などにより、子育て支援を進めます。

| 事業・取組名                     | 担当課     | 事業・取組内容   |
|----------------------------|---------|---|
| とっとりふれあい家庭教育応援事業           | 小中学校課   | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲1(2)①】                         |
| 企業との連携による家庭教育推進事業          | 小中学校課   | 保護者である従業員が子育てしやすく、また、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、子育てしやすい職場環境等の整備を促進する。 |
| 社会教育団体による地域づくり支援事業         | 社会教育課   | 社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進する。【再掲1(1)③】                                     |
| 西部地区子育て支援関係者研修会の実施         | 西部教育局   | 西部地区の子育て支援関係者が一堂に会し、日頃の実践の成果や課題を意見交換し連携を深める研修を行う。                                     |
| 関係団体等と連携した親や大人がモデルを示す運動の展開 | 青少年・家庭課 | 青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し意識啓発を図る。【再掲1(1)①】                          |

## ③学校と家庭が協働した学力向上【再掲2-(5)】

- ・児童生徒が自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むための、学校と家庭の連携した取組を推進します。
- ・家庭学習記録ノートなどを活用した家庭での自学自習を促すとともに、予習や復習の習慣化につながる授業づくりを推進します。

| 事業・取組名  | 担当課            | 事業・取組内容  |
|---|----------------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり(心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携) | 教育総務課<br>小中学校課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組や啓発活動を実施する。【再掲1(2)①】 |

## (3)生涯学習の充実と活動支援

### ①生涯学習の推進

- ・とっとり県民カレッジなど、多くの世代が生涯にわたって学ぶことができる場を提供するとともに、その学習成果を、地域や家庭などに還元して、様々な社会問題の解決に向けて取り組んだり、心豊かに人生を送ることができるような社会の構築を目指します。
- ・個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用を促進します。
- ・図書館におけるタイアップ講座など、高等教育機関の公開講座との連携を図り、県民の学習機会の拡大を図るとともに、今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。

| 事業・取組名                 | 担当課            | 事業・取組内容  |
|------------------------|----------------|--|
| とっとり県民カレッジ事業           | 社会教育課          | 様々な教育機関と連携しながら、体系的、総合的な学習機会を提供し、いつでも、どこでも学ぶことができる環境づくりを行う。                             |
| 県市町村社会教育振興事業           | 社会教育課          | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。【再掲1(1)③】              |
| 社会教育担当者会の開催            | 東部教育局<br>中部教育局 | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。【再掲1(1)①】   |
| 生涯学習だより「わくわく中部」の発行     | 中部教育局          | 生涯学習・社会教育に係る様々な情報提供を行う。  |
| 学社連携による生涯学習の推進         | 中部教育局<br>西部教育局 | 【中部教育局】<br>学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。<br>【西部教育局】<br>学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。【再掲1(1)②】      |
| 西部地区社会教育担当者研究協議会研修会の開催 | 西部教育局          | 西部地区の社会教育関係者が一堂に会し課題解決に向けた研修を行う。西部地区社会教育担当者研究協議会に6部会を設置し、各部会の充実と連携による事業展開を図る。【再掲1(1)③】 |
| 生涯学習実践道場               | 大山青年の家         | 生涯学習実践者の発表と交流のつどいにより、生涯学習の実践力を高めると共に、社会貢献ネットワークの構築を図る。                                 |

## ②人権学習の推進

- ・社会全体で人権教育に取り組み、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場で県民一人ひとりがより良い生き方や社会の在り方について考え、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることの認識を深めることができるよう支援します。

| 事業・取組名                | 担当課      | 事業・取組内容   |
|-----------------------|----------|---|
| 人権尊重のまちづくり推進支援事業      | 人権教育課    | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人ひとりが主体者として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、人権学習の充実に対する支援を行う。【再掲1(1)③】            |
| 社会人権教育振興事業            | 人権教育課    | 県内の社会人権教育活動の充実を図るため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対し、支援を行う。【再掲1(1)③】          |
| 社会・人権同和教育担当者会の開催      | 中部教育局    | 各市町の人権教育担当者、推進者等と共に課題解決に向けた研修を行う。   |
| 西部地区人権・同和教育振興会議研修会の開催 | 西部教育局    | 西部地区内のPTA人権教育推進部員、行政や社会教育及び類似施設職員等対象の研修会を実施し、指導直向上に努める。   |
| とっとりユニバーサルデザイン推進事業    | 人権・同和対策課 | 児童・生徒を対象として学校でUD(ユニバーサルデザイン)出前授業を実施。<br>企業や地域の方を対象に企業や公民館等でUD出前講座を実施。<br>青少年社会教育施設等でその利用者を対象としたUD体験学習を実施。 |
| 拉致問題人権学習会             | 人権・同和対策課 | 北朝鮮当局による拉致問題について広く県民に理解を深めていただくため、学校や地域と連携・協力し、拉致被害者の家族の方を講師とする拉致問題人権学習会を実施。                              |

## ③子どもの読書活動の推進

- ・「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関が連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・ふるさと納税制度(寄付金)を活用し、子どもの読書環境やジュニアスポーツ等の充実を図ります。

| 事業・取組名              | 担当課   | 事業・取組内容   |
|---------------------|-------|---|
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 社会教育課 | 子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うとともに、読書離れが顕著になる中学生に、本を読むことの意義を感じる体験を提供する。 |
| 子ども読書活動推進事業         | 図書館   | 子どもの読書推進を図り、子どもの学ぶ意欲を育てるために、公共図書館職員、幼稚園・保育所職員、学校図書館職員等を対象とした講座の開催やブックリストの作成を行う。   |

## ④社会教育施設の機能の強化と利用促進

- ・船上山少年自然の家や大山青年の家などの青少年社会教育施設において、利用促進を図るとともに、学校と連携しながら、自然体験活動内容の充実や、今日的な課題に対応した取組等を進めます。
- ・公民館をはじめとする社会教育施設が、地域の様々な課題や社会的ニーズに対応した「学習」の拠点、「人づくり、地域づくり」の拠点として機能するよう支援します。

| 事業・取組名              | 担当課                          | 事業・取組内容  |
|---------------------|------------------------------|--|
| 県市町村社会教育振興事業        | 社会教育課                        | 各種研修会や社会教育主事講習、合同研究協議会等を実施し、市町村教育委員会事務局職員、公民館職員、社会教育関係者の人材育成を図る。【再掲1(1)③】                                      |
| 生涯学習センター運営費         | 社会教育課                        | 指定管理者に生涯学習センターの管理運営、「未来をひらく鳥取学」の運営及び生涯学習情報提供事業を委託する。   |
| 船上山少年自然の家・大山青年の家の運営 | 社会教育課<br>船上山少年自然の家<br>大山青年の家 | 船上山少年自然の家・大山青年の家において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。                                   |
| 長期宿泊体験学習モデル事業       | 社会教育課<br>船上山少年自然の家<br>大山青年の家 | 県内東部・中部・西部地区小学校各1校1学年を対象とし、大自然の中で1週間程度の長期宿泊体験学習を実施することにより、望ましい人間関係を育み、集団生活をとおして与えられた役割を主体的に果たそうとする意欲や態度を身につける。 |
| 社会教育担当者会の開催         | 中部教育局                        | 各市町の社会教育担当者とともに、課題解決に向けた研修・事業を行う。【再掲1(1)①】   |
| 生涯学習だより「わくわく中部」の発行  | 中部教育局                        | 生涯学習・社会教育に係る様々な情報提供を行う。【再掲1(3)①】   |

|                                    |                |   |
|------------------------------------|----------------|---|
| 学社連携による生涯学習の推進                     | 中部教育局<br>西部教育局 | 【中部教育局】<br>学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。【再掲1(3)①】<br>【西部教育局】<br>学社連携の推進へ向けての情報提供、助言を行う。【再掲1(1)②】      |
| 西部地区社会教育担当者研究協議会<br>研修会の開催         | 西部教育局          | 西部地区の社会教育関係者が一堂に会し課題解決に向けた研修を行う。<br>西部地区社会教育担当者研究協議会に6部会を設置し、各部会の充実と連<br>携による事業展開を図る。【再掲1(1)③】  |
| リトルファーマー in 船上山                    | 船上山少年<br>自然の家  | 県内小中学校の不登校傾向児童生徒、保護者、指導者40名を対象に、船<br>上山や近隣の農家で自然や動物、人とのふれあいを通して心をリフレッ<br>シュさせ、学校復帰を図る。【再掲2(8)③】 |
| 青年の家 体・感・祭<br>①春の親子フェスティバル<br>②秋祭り | 大山青年の<br>家     | 民間も含む社会教育関係機関・団体と連携して、自然体験等青年の家の機<br>能と施設を生かした活動を体験し、あらゆる世代の利用促進を図る。                            |

### ⑤図書館機能の充実

- ・「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育む図書館」としての機能を充実します。
- ・県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進します。

| 事業・取組名           | 担当課 | 事業・取組内容  |
|------------------|-----|--|
| 図書館ビジネス支援推進事業    | 図書館 | 図書館が提供する高度なビジネス情報や機能について、フォーラム、セミ<br>ナーや相談会等を開催して、県民、特に企業関係者にPRし、活用を図<br>る。  |
| くらしに役立つ図書館推進事業   | 図書館 | 地域の情報拠点として、県民の情報要求に応え、県民の生活課題に即した<br>情報を提供する。特に、県民の関心が高い高齢者サービスや、障がい者へ<br>の県民の理解、啓発を図るための取り組みの普及を図る。                 |
| 郷土情報発信事業         | 図書館 | すぐれた郷土資料（地域資料）の収集・保存を進め、後世へ伝えるるとも<br>に、郷土資料の普及・啓発、郷土関係文学者情報の発信を行う。   |
| 子ども読書活動推進事業      | 図書館 | 子どもの読書推進を図り、子どもの学ぶ意欲を育てるために、公共図書館<br>職員、幼稚園・保育所職員、学校図書館職員等を対象とした講座の開催や<br>ブックリストの作成を行う。【再掲1(3)③】                     |
| 環日本海図書館交流事業      | 図書館 | 環日本海諸国（地域）に関する資料収集・情報発信、図書館との図書交換<br>等を行い、県民の交流や異文化理解を支援する。また、さらに広く海外情<br>報を収集・提供する国際交流ライブラリーを設置する。                  |
| 市町村・学校図書館等協力支援事業 | 図書館 | 市町村図書館、高等学校・特別支援学校図書館、関係機関等に対し、資<br>料・情報を提供し活用促進を図るとともに、学校図書館支援員や司書によ<br>る研修会の開催や講師派遣、訪問相談の実施等により各館職員のスキル<br>アップを図る。 |

### ⑥博物館機能の充実

- ・県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進します。
- ・県立博物館と学校教育との連携を強化し、児童生徒の体験をととした学習を支援するとともに、授業の充実と資する講座の提供に努めます。
- ・施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化等について、改善に取り組みます。

| 事業・取組名                  | 担当課 | 事業・取組内容   |
|-------------------------|-----|---|
| 今後の博物館のあり方検討事業          | 博物館 | 博物館の今後のあり方を検討するため、これまでの活動等を検証・評価<br>し、課題の整理を行う。   |
| 企画展開催費                  | 博物館 | 鳥取県の自然・歴史・美術に関するものや世界的・全国的に貴重なもの<br>について、資料や作品、研究成果等を企画展として広く県民に紹介する。                     |
| 博物館運営費                  | 博物館 | 博物館の運営と適切な維持管理等を行う。   |
| 博物館交流事業                 | 博物館 | 中国、韓国、ロシアの博物館と職員の相互派遣などを通して相互の博物館<br>交流について意見交換等を行う。                                      |
| 収蔵資料管理事業                | 博物館 | 博物館の収蔵資料を害虫やカビ類から守るための対策や調査を行う。   |
| 自然・人文・美術事業費             | 博物館 | 自然、人文、美術資料の収集、修復や調査・研究を行い、その成果を各種<br>展示や教育普及活動に反映するとともに、常設展示等で紹介する。                       |
| 博物館普及事業費                | 博物館 | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、<br>移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法<br>などについて広く情報発信する。 |
| ジオパークを楽しく学べる学習館充<br>実事業 | 博物館 | 山陰海岸ジオパークの拠点施設として適切な管理運営を行うとともに、世<br>界ジオパークの再審査に向け展示資料の充実や調査研究を行う。                        |

|                       |     |   |
|-----------------------|-----|---|
| 「山陰海岸ジオパーク」の魅力学ぶ講座開催費 | 博物館 | 山陰海岸ジオパークの拠点施設として、ジオパークの魅力や価値を楽しく学ぶ観察会や講座を開催する。         |
| 山陰海岸ジオパーク映像資料充実事業     | 博物館 | 山陰海岸ジオパークのエリア拡大に伴う3D映像改訂版の制作などを行う。                      |
| デジタルミュージアム推進事業        | 博物館 | 昭和43年から5年ごとに県内約1500地点で撮影した定点写真の画像約11,400点をインターネットで公開する。 |

## 目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

### (4) 幼児教育の充実

#### ① 幼児教育の充実

- ・生涯にわたる人間形成と教育の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実、発展させます。
- ・子どもや社会の変化に対応するため、子どもの情緒の安定と主体的な活動を促す幼児教育の環境をつくりを支援します。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との間で、子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもたちの発達の特性に応じた教育課題を共有できる体制づくりを進めます。
- ・県内幼稚園の新規採用者を対象とした新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム」（改訂版）や「鳥取県幼保小連携カリキュラム」を活用した取組を展開し、幼児教育の充実に取り組みます。

| 事業・取組名                        | 担当課            | 事業・取組内容   |
|-------------------------------|----------------|---|
| 幼児教育充実活性化事業                   | 小中学校課          | 「鳥取県幼児教育振興プログラム」、「幼保小連携カリキュラム」に基づき、義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開をめざして、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上と小学校教育との連携推進を図る。   |
| 教職員研修費（幼稚園教員研修）               | 教育センター         | 県内幼稚園の新規採用教員や10年経験者を対象とした研修、希望制による専門研修を実施する。  |
| 幼保・小の円滑な接続の推進                 | 東部教育局<br>中部教育局 | 【東部教育局】<br>「鳥取県幼児教育振興プログラム」に基づき作成した「幼保小連携カリキュラム」や「園・学校づくりのポイント集」を活用し、教員及び保育士の合同研修会や園訪問で、保育・教育の質の向上を図る指導・支援を行う。<br>【中部教育局】<br>園訪問や研修会を通して「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」及び「鳥取県幼児教育連携カリキュラム」の理解と活用を図る。<br>市町担当課と連携して保育教育の質の向上を図る指導・支援を行う。 |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局          | 園訪問や研修会を通して、「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」及び「鳥取県幼児教育連携カリキュラム」の理解と活用を図る。<br>市町村担当課及び市町村教育委員会と連携して幼児教育・保育の質の向上を図る。   |
| 保育・幼児教育の質の向上強化事業              | 子育て応援課         | 保育士・幼稚園教諭を対象に多様化する保育や幼児教育のニーズや課題に合わせた研修を行い、職員の資質向上を図るとともに、幼児教育専任指導主事及び保育指導員による保育所等の訪問指導を実施し、保育の質の向上を目指す。  |
| 認定こども園設置促進事業                  | 子育て応援課         | 就学前の教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の設置を促進させるための保育料軽減事業、施設整備補助、運営費補助及び普及啓発を行う。  |

#### ② 子育て支援の充実

- ・子どもを主体とした幼稚園、保育所等における子育て支援を充実します。
- ・家庭における教育の重要性や子育てに関する保護者の意識を高めるとともに、幼児期の教育についての関心を深めます。
- ・子育てに関し、特に支援が必要な家庭への対応を強化します。
- ・保護者同士の仲間づくりを進めます。

| 事業・取組名                        | 担当課    | 事業・取組内容  |
|-------------------------------|--------|--|
| とっとりふれあい家庭教育応援事業              | 小中学校課  | 学び合い、支え合える保護者同士の仲間づくりと、親としての役割や子どもとの接し方などを学ぶ機会を提供する。【再掲1(2)①】                                      |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局  | 園訪問や研修会等を通して「とっとり子育て親育ちプログラム」の活用を促し、親同士のつながりを深め、家庭教育に学び合う仲間づくりを推進する。                               |
| 子育て力向上支援事業                    | 子育て応援課 | 幼稚園、保育所等を利用する保護者に保育者体験を推進することで、子どもの育ちや保育・教育に関する保護者の理解を促進し親の子育て力を高めるとともに、幼稚園、保育所等における保育・教育の質の向上を図る。 |

|                              |        |   |
|------------------------------|--------|---|
| 認定こども園機能強化推進事業               | 子育て応援課 | 認定こども園の「親育て・子育て支援機能」の強化を図るため、モデル園(3園)を選定し、鳥取大学に委託して講演会や子育て相談会等の事業を開催する。 |
| 子育て支援活動・預かり保育推進事業            | 子育て応援課 | 私立幼稚園の行う預かり保育(通常の教育時間終了後や休業日等に行う保育)や子育て支援活動に要する経費に対して助成する。              |
| 子育て応援市町村交付金事業(市町村子育て支援員配置事業) | 子育て応援課 | 子育てに不安や課題を抱える地域の子育て家庭を広域的にサポートする子育て支援員を保育所等に配置する。                       |

**(5) 学力向上の推進**

**①学校と家庭が協働した学力向上【1-(2)に再掲】**

- ・児童生徒が自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むための、学校と家庭の連携した取組を推進します。
- ・家庭学習記録ノートなどを活用した家庭での自学自習を促すとともに、予習や復習の習慣化につながる授業づくりを推進します。

| 事業・取組名  | 担当課            | 事業・取組内容  |
|---|----------------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり(心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携) | 教育総務課<br>小中学校課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組や啓発活動を実施する。【再掲1(2)①】 |

**②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成**

- ・教員、保護者、児童生徒に対して、望ましい学力観、勤労観、職業観を育成し、学習の必要性の共通理解と普及を図ります。
- ・キャリア教育や様々な体験、探究活動等を推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。
- ・PTA等と連携しながら生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭での取組を呼びかけ、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。【再掲1-(2)】
- ・体験活動や探究的な学習に取り組む学校の増加を図ります。

| 事業・取組名  | 担当課            | 事業・取組内容  |
|---|----------------|--|
| 保護者と連携した生活習慣づくり(心とからだいきいきキャンペーンとPTAによる子どもの生活リズム向上事業等との連携) | 教育総務課<br>小中学校課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着のため、「心とからだいきいきキャンペーン」を展開するとともに、県PTA協議会と連携・協力し、モデル校PTAを中心として、「基本的生活習慣の定着」に係る主体的・具体的な取組や啓発活動を実施する。【再掲1(2)①】 |
| PTA日韓交流事業   | 小中学校課          | 江原道(学校運営委員会や保護者会)と鳥取県(PTA)が相互派遣による交流事業を行う。【再掲1(2)①】  |
| とっとり夢プロジェクト事業   | 高等学校課          | 「なりたい自分」「描いている夢」に一步でも近づきたい高校生が、様々なことに果敢にチャレンジしながら、夢を実現する意欲を高め、個性や創造力を伸ばすことができるよう、高校生の自由な発想で行う自主的な企画の活動を支援する。               |
| キャリア発達支援事業  | 高等学校課          | 生徒が自分の将来に明確な目標を持ち、社会人・職業人として自立できるように、社会のニーズ等を踏まえ、生徒一人ひとりの特性に応じた進路指導の改善や資格取得の促進を行う。   |
| 定時制通信制教育振興費   | 高等学校課          | 経済的に困窮しているため就業し家計を支えている生徒や、不登校などの悩みを抱えた生徒が在籍している定時制課程及び通信制課程の教育の振興を図る。   |
| 中学校のための高等学校理解促進事業   | 高等学校課          | 中学生や保護者及び中学校の教員等の高等学校に対する理解促進を図るため、参観週間等の実施や進路指導資料の作成・配付を行う。   |
| 鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業                                       | 高等学校課          | 国内企業(県内企業を含む)の海外進出や外国人雇用、あるいは英語の社内公用語化などのグローバル社会の到来を迎え、グローバル化に対応できるよう留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。      |
| 入学選抜諸費  | 高等学校課          | 平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜を実施する。  |
| 英語教育推進事業  | 高等学校課          | 新学習指導要領の全面実施に向け、教員の指導力向上と、小・中・高それぞれの段階の学習到達目標の設定とその実現状況を把握管理する。  |



### ③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長

- ・基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させ、児童生徒の個に応じた学力の伸長を図ります。
- ・全国学力・学習調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのPDCAサイクルの確立を目指します。
- ・自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクールの導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【再掲3-(11)】

| 事業・取組名                         | 担当課            | 事業・取組内容   |
|--------------------------------|----------------|---|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業         | 小中学校課          | 小中学校9年間を通した学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】                                    |
| 学力向上実践研究推進事業                   | 小中学校課          | 学力定着に問題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査など、確かな学力の育成に資する市町村教育委員会や学校における実践研究を推進する。   |
| 土曜授業実施支援事業                     | 小中学校課          | 地域の実情に応じて土曜日をより有効に活用して土曜授業を実施しようとする市町村に対し、県としてモデル的に支援を行い、本県の子どものより豊かな学びと成長を図る。【再掲3(11)②】  |
| 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 | 小中学校課          | 地域の多様な人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、地域と連携した土曜授業の補助や、多様な学習プログラムの実施を支援する。【再掲1(1)②】  |
| 未来を拓く学力形成事業                    | 高等学校課          | 学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。また、生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。   |
| 外国語教育改善指導費                     | 高等学校課          | グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図るため、県立高校に語学指導等を行う外国青年（外国語指導助手）を配置する。また、英語担当教員の指導力向上を図るため、教員を英語圏に長期間派遣し研修を行う。  |
| 外部人材活用事業                       | 高等学校課          | 地域社会と連携した高等学校教育を推進するため、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する一般の社会人や大学教員を、各教科の一部の領域を教授する講師として招へいする。  |
| イングリッシュチャワールーム設置事業             | 高等学校課          | 中学生の英語力向上対策の一環として、中学校の中に、日常的に英語に触れることができる場所（イングリッシュチャワールーム）を作り、外国人スタッフを常駐させ、生徒の英語のコミュニケーション能力を高める。  |
| とっとりイングリッシュクラブ                 | 高等学校課          | 中学生と高校生を対象に、年間を通じて英語による体験活動を実施し、英語によるコミュニケーション能力の伸長を図る。また、鳥取環境大学英語村で小中学生1日英語村体験を実施し、英語による体験活動を楽しむことで、その後の英語を学ぶ楽しさにつなげる。                               |
| グローバル・リーダー育成事業                 | 高等学校課          | 将来様々な分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するため、国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、英語を使う機会の飛躍的増加、先進的な人文科学・社会科学分野の教育の重点化等に取り組む高等学校等を指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を支援する。 |
| 確かな学力を育む授業改善への支援               | 東部教育局          | ポイント集を活用しながら、確かな学力を育むことを目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校を中心とした授業についての指導・支援を行う。  |
| 続「中部版スクラム教育」                   | 中部教育局          | 中部地区の各学校、市町教育委員会、局でチームを作り、各学校の学級経営の充実、特色ある研究推進を進め、小中9年間一貫した確かな学力の向上を図る。   |
| 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進          | 中部教育局<br>西部教育局 | 【中部教育局】<br>小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。<br>【西部教育局】<br>『西部教育局版校内研究充実のポイントリーフレット』を活用し、小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。      |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業  | 西部教育局          | ・中学校区の学校づくりの一層の推進のために、小中が一貫した目標を明確化し協働して取り組むことができるような指導助言に努める。  |

#### ④教員の授業力向上

- ・児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【3-(12)に再掲】
- ・教員が、認知科学、学習科学、教科指導を貫く学習理論や指導の手法を学ぶなど、授業の幅を広げる取組を進めます。
- ・授業の満足度を測るためのアンケートを活用するなどしながら、授業に満足する生徒の増加を図ります。
- ・授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【3-(12)に再掲】

| 事業・取組名                        | 担当課                       | 事業・取組内容   |
|-------------------------------|---------------------------|---|
| エキスパート教員ステップアップ事業             | 小中学校課                     | 教科指導等に卓越した力を有するエキスパート教員を中学校区に配置し、ティームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高める。【再掲3(12)①】 |
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業        | 小中学校課                     | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。                                       |
| エキスパート教員の育成・活用                | 小中学校課<br>高等学校課<br>特別支援教育課 | 授業の公開や研修を通して「エキスパート教員」の優れた指導技術を普及させていくことにより、本県教員の指導力向上を図り、エキスパート教員の一層の認定・育成・活用を進める。   |
| 学校教育支援事業                      | 教育センター                    | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。  |
| 教職員研修費                        | 教育センター                    | 教職経験等に応じて職務遂行に必要な資質・指導力の向上をめざした研修を実施する。<br>道徳教育推進教師研修の新設  |
| 教科・領域指導力向上セミナー                | 教育センター                    | 教育課題についての専門的知識を基盤とした少人数・高度化・開放型の実践的研修を実施して、中核となる教員の指導力向上を図る。  |
| 英語教育強化事業                      | 高等学校課                     | 平成32年(2020年)の新学習指導要領の全面実施に向け、本県独自の研修を実施し、中学校英語科教員の指導力向上と取組の促進を図る。また、グローバル化に対応した教育環境づくりのモデルとして、小中高が連携した英語教育の強化地域を指定し、先導的な英語教育を推進する。              |
| 新時代を拓く学びの創造プロジェクト             | 高等学校課                     | 最新の学習科学の知見に基づく学習理論の研修や学校への講師派遣を通じて授業改革及び学校改革を推進し、本県高校生が進路目標を実現できる学力の育成を図る。  |
| ICTを活用した学習環境の研究               | 高等学校課                     | 本県が進めている協調学習を中心とした高校の授業改革を更に効果的に進めるため、ICTを活用した協調学習のあり方を静岡大学と共同研究し、全国に先駆け取組で本県高校生の学力向上を図る。   |
| 教員の授業力向上を図る校内研修への支援           | 東部教育局                     | ポイント集を活用し、小中学校の校内研修の充実に向けた取組に対する支援を行う。  |
| 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進         | 中部教育局                     | 小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。【再掲2(5)③】   |
| 「確かな学力の向上をめざして」の発行            | 中部教育局                     | 毎月、教育課題に応じて先進事例や取組方法をまとめた「確かな学力の向上をめざして」を発行し、各市町教育委員会や学校へ情報提供する。  |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局                     | エキスパート教員の協力を得ながら、言語活動の充実を目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校・各小中研究団体を中心とした授業についての指導・支援を行う。   |

#### ⑤学び合い、つながる環境づくり

- ・「未来を拓くスクラム教育推進事業」での学校種を超えた連携取組の成果を、保護者、児童生徒、教職員と共有しながら、全県に拡大するよう取り組みます。
- ・体験活動や探求(探究)的な学習の成果発表会や小論文指導、各教科における言語活動などの充実、学び合う環境づくりを進め、児童生徒のチャレンジ精神、創造力、コミュニケーション能力などを育成します。
- ・教員同士が学び合い、高め合うネットワークづくりを推進します。

| 事業・取組名                 | 担当課   | 事業・取組内容  |
|------------------------|-------|--|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業 | 小中学校課 | 小中学校9年間を通じた学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】 |

|                    |                |   |
|--------------------|----------------|---|
| エキスパート教員ステップアップ事業  | 小中学校課          | 教科指導等に卓越した力を有するエキスパート教員を中学校区に配置し、ティームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高める。【再掲3(12)①】 |
| 教科でつながる中・高等学校の連携教育 | 小中学校課<br>高等学校課 | 指定した6地域の中学校及び高等学校が連携して、6年間を見通した学習内容の定着や応用力を伸ばす教科指導体制づくりなどに取り組む。また、6地域のうち3地域は小学校とも連携し、本県における初等中等教育の充実を推進する。                                      |
| 県立高校土曜授業等実施事業      | 高等学校課          | 土曜日において、生徒にこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるため、土曜授業の実施に取り組むとともに、土曜日を活用して、学校と地域が連携した多様な学習や体験活動等の機会の充実に取り組む。  |
| 未来を拓く学力形成事業        | 高等学校課          | 学校の枠を超えた連携を深め、教員同士が協働して教科指導力の向上に取り組むことにより、各教科等における授業改善を一層進める。また、生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。【再掲2(5)③】                                |

## ⑥カリキュラム改善

- ・県立高等学校の学科、コース、カリキュラムを社会の要請に応じて、改善します。
- ・司書教諭、学校図書館司書を核として、学校図書館の学習・情報センター機能の活用強化に学校全体で取り組み、全教科で学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。
- ・県立図書館、県立博物館において、授業等での必要な資料、活動の場の提供等を通して授業づくりを支援します。
- ・児童生徒が、優れた芸術に触れる機会の充実に取り組みます。

| 事業・取組名                       | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------------------|-------|---|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業       | 小中学校課 | 小中学校9年間を通した学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】  |
| 指導方法の改善に関する実践研究(教育課程研究指定校事業) | 高等学校課 | 新学習指導要領の実施を踏まえた教育課程の編成、指導方法等の工夫改善を中心とする生徒の学習意欲を向上させる授業づくりに関する実践研究を行う。(県立高校2校)   |
| 地域を担う人材育成事業                  | 高等学校課 | 経済・産業構造や就業構造の変化及び産業界のニーズにあった担い手育成に向け、産業界と学校のネットワークを構築し具体的施策の立案や教育プログラムを検討・実施するとともに、活動成果発表会の開催により、専門高校の取組を各学校間で共有し、切磋琢磨の機会とする。また、学校が、家庭や地域社会、企業や経済団体等の関係機関と連携し、講座等を実施することにより、将来自立した社会人となるための基盤づくりの一助とする。 |
| 特例教育課程による地域研究事業(教育研究開発事業)    | 高等学校課 | 教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、県立高校1校を文部科学省「教育課程研究開発事業」の研究開発学校に指定し、現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法について、研究開発を行う。   |
| 市町村・学校図書館等協力支援事業             | 図書館   | 市町村図書館、高等学校・特別支援学校図書館、関係機関等に対し、資料・情報を提供し活用促進を図るとともに、学校図書館支援員や司書による研修会の開催や講師派遣、訪問相談の実施等により各館職員のスキルアップを図る。【再掲1(3)⑤】   |

## ⑦児童生徒へ科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実

- ・児童生徒の科学、ものづくりに対する興味関心を高め、地域産業を担う人材育成につなげます。
- ・科学やものづくりを学ぶ高校への進学希望率の向上を図ります。
- ・学芸員の派遣や博物館資料の貸出し、講座や講演会の開催などにより、科学やものづくりの楽しさを伝えるとともに、教員への教材づくり支援などにより、観察、実験など体験を通じた学習の充実に取り組みます。

| 事業・取組名                  | 担当課    | 事業・取組内容   |
|-------------------------|--------|---|
| 平成26年度「科学の甲子園ジュニア」鳥取県大会 | 小中学校課  | 「科学の甲子園ジュニア」全国大会への出場権をかけた科学の競技会を開催し、県内の科学分野に関心をもつ中学生が集い、切磋琢磨することで、理数系分野の学習意欲の一層の向上を図る。  |
| サイエンス教育推進事業             | 教育センター | 小・中学校教員を対象とする観察・実験に関する研究協議会、理科の観察・実験の基礎的な指導技術習得のための出前講座、サイエンスパーク(著名な講師による講話、ワークショップ等)を実施し、児童生徒の科学への興味関心を喚起するための教員の理数教科の指導力の向上を図る。 |

|                     |          |   |
|---------------------|----------|---|
| 博物館普及事業費            | 博物館      | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。【再掲1(3)⑥】                                      |
| 楽しむ科学まなび事業          | 教育・学術振興課 | 子どもたちに、身近な科学を体験・実感する、また、最先端の科学に触れるなどの機会を継続的に提供するとともに、興味関心の度合いや成長段階に応じた施策を講じることにより、科学的思考力を高め、次代を担う人材を育成する。(サイエンスワールド、科学実験教室等を実施) |
| 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 | 教育・学術振興課 | 鳥取大学や鳥取環境大学などが産学官協働で取り組む「ものづくり協力会議」が行う、子どもから大人まで一貫通貫の「ものづくり教育」の実践活動を支援する。(FabLab開設・運営、中高生向け研修、指導者育成支援等を実施)                      |

## (6) 特別支援教育の充実

### ① 自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備

- ・障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努めます。
- ・県立特別支援学校におけるICTの活用を推進し、子どもたちの学力向上や学びに対する意欲を引き出す取組を進めます。

| 事業・取組名                | 担当課              | 事業・取組内容   |
|-----------------------|------------------|---|
| ICTを活用した学びの支援事業       | 教育環境課<br>特別支援教育課 | 県立特別支援学校にタブレット端末を整備して、ICTを活用した教材づくりを推進し、学力の向上や学びに対する意欲を引き出し、子ども達が能力を発揮するための支援を行う。                                       |
| 県立学校裁量予算事業（特別支援学校運営費） | 教育環境課<br>特別支援教育課 | 学校運営費、教職員旅費、指導充実費（特別支援学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。  |
| 特別支援学校寄宿舎運営費          | 教育環境課<br>特別支援教育課 | 鳥取盲学校、鳥取聾学校、琴の浦高等特別支援学校の児童生徒の通学を支援するため、寄宿舎の設置及び運営を行う。   |
| 教育実習設備整備費（特別支援学校）     | 教育環境課            | 県立特別支援学校において、授業等で必要となる実習設備の新規整備及び老朽化による更新を行う。   |
| 特別支援学校エアコン整備事業費       | 教育環境課            | 県立特別支援学校のエアコンが老朽化しているため、年次的に更新を行う。  |
| 地域で進める特別支援教育充実事業      | 特別支援教育課          | 「共生社会」の形成に向けて、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を進め、地域におけるインクルーシブ教育システム構築を推進する。  |
| 学校裁量予算指導充実費           | 特別支援教育課          | 学校長が独自性を発揮した学校運営ができるよう、学校長裁量による予算執行を認めることにより、学校の自立度を高め、児童生徒等の状況に応じた学校づくりを進める。   |
| 県立琴の浦高等特別支援学校備品費      | 特別支援教育課          | 県立琴の浦高等特別支援学校へ平成27年度に入学する生徒の増及び職員の増に伴い、普通教室及び寄宿舎の備品等を整備する。  |
| 県立琴の浦高等特別支援学校運営管理費    | 特別支援教育課          | 県立琴の浦高等特別支援学校の円滑な運営及び維持管理を行う。   |
| 県立琴の浦高等特別支援学校寄宿舎運営管理費 | 特別支援教育課          | 県立琴の浦高等特別支援学校寄宿舎及び厨房施設の円滑な運営及び維持管理を行う。  |
| 倉吉養護学校水治訓練室整備事業       | 特別支援教育課          | 倉吉養護学校の肢体不自由の児童生徒が、自立活動である水治訓練を行うための水治訓練室を整備するための基本設計及び実施設計を行う。   |
| 皆生養護学校病弱高等部整備事業費      | 特別支援教育課          | 皆生養護学校に病弱高等部の教室棟の増築に係る整備の実施設計を行う。   |
| 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業   | 特別支援教育課          | 「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の一貫として、「特別支援学校合同文化祭」、「特別支援学校合同合唱」等に取り組み、大会の成功及び各学校の文化・芸術活動の充実を図る。                               |
| 教職員研修費（情報モラル研修）       | 教育センター           | 初任者研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】  |
| 全校体制で取り組む特別支援教育の推進    | 西部教育局            | 保育所・小学校・中学校・高等学校における児童生徒の学びの質を高める授業づくり・生活づくりや教育活動の充実を推進するための学校訪問や研修会を実施する。<br>市町村教育委員会の指導主事と連携し、特別支援学級の経営についての指導の充実を図る。 |

## ②特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進

- ・ 県立特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点として、機能の一層の充実を図ります。また、域内の教育資源を組み合わせ、学校間連携を推進することにより、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。

| 事業・取組名        | 担当課     | 事業・取組内容  |
|---------------|---------|--|
| 特別支援学校管理・運営事業 | 特別支援教育課 | 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、医療的ケアに係る体制整備等、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう特別支援学校を充実・整備する。 |

## ③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校間での連続性のある教育の推進

- ・ 早期からの教育相談、支援の充実に向け、関係機関との連携を図りながら、適切な進学先決定の仕組みづくりに努めます。
- ・ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒への連続性のある教育の推進に努めます。
- ・ 各保育所、学校が、園内、校内委員会を開催し、適切な支援方法の検討に取り組めるよう支援を行います。

| 事業・取組名                            | 担当課      | 事業・取組内容  |
|-----------------------------------|----------|--|
| 幼児教育充実活性化事業                       | 小中学校課    | 「鳥取県幼児教育振興プログラム」、「幼保小連携カリキュラム」に基づき、義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開をめざして、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上と小学校教育との連携推進を図る。【再掲2(4)①】 |
| 発達障がい児童生徒等支援事業                    | 特別支援教育課  | 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒等への適切な指導・支援を行うとともに、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。   |
| 地域生活支援事業<br>(発達障がい者支援センター事業)      | 子ども発達支援課 | 発達障がいのある方への支援を、生涯を通じ一貫して行うために、『エール』発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができるように、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発の事業に取り組む。【再掲2(6)⑤】 |
| 障がい児等地域療育支援事業                     | 子ども発達支援課 | 在宅の障がいのある児童や保護者の相談にのったり、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。【再掲2(6)⑤】   |
| 発達障がい者支援体制整備事業<br>(発達障がい支援人材育成事業) | 子ども発達支援課 | 各市町村の保健師、保育士を対象に、発達障がいを早期に発見し、本人への療育・保育、家族への子育て等を早期に支援していく幼児期の体制整備の中核を担う人材（発達支援コーディネーター）を養成するための研修を行う。                 |

## ④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導と支援の充実

- ・ 個別の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進します。

| 事業・取組名                            | 担当課      | 事業・取組内容   |
|-----------------------------------|----------|---|
| 特別支援教育総合推進事業                      | 特別支援教育課  | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)⑤】                                  |
| 心の育み支援事業                          | 特別支援教育課  | 心理検査を活用して、虐待やいじめ等を受けた経験のある児童生徒に対する心のケアの充実や特別支援学校におけるいじめの早期発見と早期対応の取組の充実を図る。                                     |
| 全校体制で取り組む特別支援教育の推進                | 東部教育局    | 巡回相談を活用して、全校体制への構築を支援する。<br>局主催の相談会を開催し、手引やポイント集を活用して特別支援学級経営への指導の充実を図る。  |
| 発達障がい者支援体制整備事業<br>(発達障がい支援人材育成事業) | 子ども発達支援課 | 各市町村の保健師、保育士を対象に、発達障がいを早期に発見し、本人への療育・保育、家族への子育て等を早期に支援していく幼児期の体制整備の中核を担う人材（発達支援コーディネーター）を養成するための研修を行う。【再掲2(6)③】 |

### ⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等への一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実

- ・幼児期、小学校期から高等学校期まで一貫した指導の体制を確立するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を強める取組の充実を図ります。

| 事業・取組名                          | 担当課      | 事業・取組内容  |
|---------------------------------|----------|--|
| 発達障がい児童生徒等支援事業                  | 特別支援教育課  | 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒等への適切な指導・支援を行うを行うとともに、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。【再掲2(6)③】                                   |
| 特別支援教育総合推進事業                    | 特別支援教育課  | 小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために、地域内において関係機関との連携強化を図り、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。  |
| 高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業 | 高等学校課    | 県内3地区で各地区の県立学校のうち1校を地区内の高等学校における特別な支援を必要とする生徒を支援していくための「主幹校」とし、「高等学校特別支援コーディネーター」を配置して、発達障がいのある生徒への指導・支援の充実を図る。  |
| 地域生活支援事業<br>(発達障がい者支援センター事業)    | 子ども発達支援課 | 発達障がいのある方への支援を、生涯を通じ一貫して行うために、『エール』発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者が豊かな地域生活を送ることができるように、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修の事業に取り組む。 |
| 障がい児等地域療育支援事業                   | 子ども発達支援課 | 在宅の障がいのある児童や保護者の相談にのったり、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。  |

### ⑥キャリア教育と移行支援の充実

- ・卒業後の生活をより豊かにするために、キャリア教育を推進するとともに、在学中から学校と労働や福祉等関係機関とが連携しながら、職業自立の促進と移行支援の一層の充実を図ります。
- ・特別支援学校の卒業生を含めた障がいのある方が、それぞれの潜在能力や可能性を最大限に発揮し、働くことによる社会参加が促進されるよう、県教育委員会として直接雇用を進めます。

| 事業・取組名                                  | 担当課      | 事業・取組内容   |
|---|----------|---|
| 県教育委員会における障がい者就労支援事業                    | 教育総務課    | 特別支援学校卒業生等を対象に非常勤職員として、学校現場における様々な業務に従事することにより、就労に向けて必要な業務遂行能力等の向上を図り、一般就労につなげていく。                                  |
| 特別支援学校就労促進事業                            | 特別支援教育課  | 特別支援学校卒業生の就労促進や進路指導に向け、ジョブコーチ研修への教員派遣、就労サポーターの配置、障がいの者のモデル的雇用などを行う。   |
| 鳥取県特別支援学校技能検定実施事業                       | 特別支援教育課  | 労働者や企業団体等と連携して、特別支援学校版の技能検定制度を創設し、特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身につけた知識、技能、態度等を一定の基準で評価することにより、「働く意欲」や「技能」及び卒業後の就職率の一層の向上を図る。 |
| 地域生活支援事業<br>(障害者就業・生活支援事業)              | 障がい福祉課   | 発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るため、東部及び西部の障害者就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を1名ずつ配置する。   |
| 発達障がい児者家族生き生き安心プロジェクト(発達障がい者相談支援人材養成事業) | 子ども発達支援課 | 思春期から青年期の発達障がい児・者の相談・支援機関の職員を対象に、適切な相談・支援ができる人材を養成するための研修を行う。   |
| 障がい児・者事業所職員研修事業                         | 子ども発達支援課 | 障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がい児・者及び発達障がい児・者の支援に関する基礎的な研修を行う。  |

### ⑦教員の専門性の向上

- ・障がいのある幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の提供ができるよう、教員の専門性向上のための取組を行います。
- ・教員研修等により教員の資質向上を図るとともに、免許法認定講習等で、総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状」の取得率の向上を図ります。

| 事業・取組名                                | 担当課     | 事業・取組内容  |
|---------------------------------------|---------|--|
| 特別支援教育振興費                             | 特別支援教育課 | 特別支援学校及び小・中・高等学校における特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許を取得させるため、免許法認定講習を実施する。また計画的に各種講座・研修会や大学院、研究機関、民間企業等へ派遣し、教職員の資質や指導力向上を図る。 |
| 発達障がい児童生徒等支援事業<br>(小中高等学校管理職等専門性向上事業) | 特別支援教育課 | 管理職等を対象とした研修会を実施し、各学校における体制整備の充実を図る。【再掲2(6)③】  |

|           |         |                                   |
|-----------|---------|-----------------------------------|
| 教職員人事管理費  | 特別支援教育課 | 特別支援学校教職員の任用、人事管理及び人事異動に関する事務を行う。 |
| 教育職員免許事務費 | 特別支援教育課 | 教育職員免許状の授与・検定、更新講習修了確認等の事務を行う。    |

### ⑧保護者支援の充実

- ・支援者が保護者の子育ての不安や悩みに共感的に寄り添い、保護者が子育てに自信を持って取り組むための支援の充実に努めます。
- ・保護者等の負担を軽減するための体制整備に努めます。
- ・児童生徒一人ひとりの障がいの状態と教育的ニーズを踏まえ、教育環境の整備や通学支援に取り組みます。

| 事業・取組名                             | 担当課      | 事業・取組内容  |
|------------------------------------|----------|--|
| 特別支援学校早朝子ども教室モデル事業                 | 特別支援教育課  | 特別支援学校の学校受入時刻までの早朝時間帯の子ども達の居場所を地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアにより整備し、保護者の負担軽減や児童生徒の活動支援を行う。  |
| 就学奨励費                              | 特別支援教育課  | 特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援する。   |
| 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業費               | 特別支援教育課  | 東日本大震災等により被災し、県内の特別支援学校及び特別支援学級へ就学することとなった幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援する。  |
| 特別支援学校児童生徒支援事業                     | 特別支援教育課  | 県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員を外部委託し、また市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付する。   |
| 県立特別支援学校通学バス運行管理委託事業               | 特別支援教育課  | 県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。  |
| 皆生養護学校生徒送迎車両停車場整備事業                | 特別支援教育課  | 皆生養護学校は重度障害の幼児・児童・生徒が多く、送迎用車両乗降に時間を要するため、雨天時対応として生徒送迎車両停車場の屋根の設計及び工事を行う。   |
| 発達障がい者支援体制整備事業<br>(ペアレントメンターに係る事業) | 子ども発達支援課 | 平成22年度に養成した発達障がい児・者の家族の相談者となるペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者）の活用を進め、発達障がい児・者の家族支援体制整備の強化を図る。  |
| 発達障がい児者家族生き生き安心プロジェクト              | 子ども発達支援課 | 発達障がい児・者の育てにくさに悩んでいる保護者が安心して子育てや相談ができる支援体制を推進するため、発達障がいの診断後早期により相談相手に出会う機会や適切な子育ての仕方を学ぶ場の確保、思春期・青年期における発達障がい児・者の相談対応が可能な人材を育成する。 |

### ⑨特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発

- ・教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じて、特別支援教育や障がいのある子どもの理解、啓発を図ります。

| 事業・取組名              | 担当課      | 事業・取組内容  |
|---------------------|----------|--|
| 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業 | 特別支援教育課  | 「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の一貫として、「特別支援学校合同文化祭」、「特別支援学校合同合唱」等に取り組み、大会の成功及び各学校の文化・芸術活動の充実に努める。【再掲2(6)①】        |
| 学校教育支援事業            | 教育センター   | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。【再掲2(5)④】                              |
| あいサポート運動推進・連携・強化事業  | 障がい福祉課   | 様々な障がいの特性や必要な配慮について学ぶ「あいサポーター研修」を地域、保護者会、企業等で実施するとともに、学習教材の提供やゲストティーチャーの派遣などにより学校での学習を支援し、障がいに対する理解の促進を図る。 |
| 発達障がい情報発信強化事業       | 子ども発達支援課 | 発達障がいのある児・者の保護者への情報提供(医療、福祉、教育等)及び県民への発達障がいに対する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進する。                        |

⑩手話教育の推進【再掲2-(7)】

- ・鳥取県において、全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、県立聾学校における手話での授業の充実のための教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する取組を進めます。

| 事業・取組名        | 担当課     | 事業・取組内容   |
|---------------|---------|---|
| 手話で学ぶ教育環境整備事業 | 特別支援教育課 | 鳥取聾学校等において、教職員等の手話技術の向上を図るとともに、手話普及コーディネーター等を配置して、手話の学習教材等を活用し、学校教育でろう及び手話への理解を深める。 |

(7) 社会の発展に対応できる人材の育成

①鳥取県に誇りと愛着を持った人材の育成

- ・児童生徒が鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等の鳥取県の様々な貴重な財産に触れ、良さを感じるとともに、探求的な学習、調査研究等を通して、「郷土と誇り」に誇りと愛着を持った人材の育成を図ります。

| 事業・取組名           | 担当課      | 事業・取組内容  |
|------------------|----------|--|
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課    | 子ども達が鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるとともに、県民の一員として自信と誇りの持てる鳥取県を築き上げる気運の醸成を図るため、郷土にゆかりのある歴史的・文化的な所や、全国に誇れる県内企業等に触れる取組を支援する。 |
| 郷土を愛する心情及び態度の育成  | 小中学校課    | ふるさと鳥取を愛する児童生徒の心情及び態度を育成する教育課程の編成の充実に努めるとともに、学校教育実施状況調査を通し、実施状況を把握する。  |
| ジュニア郷土研究応援事業     | 教育・学術振興課 | 県内の小中学生、高校生の郷土研究や地図作品の発表・展示、講演会等により、児童生徒の地域研究など人文社会科学に対する関心を高め、知的創造力を持った人材を育成する。   |

②情報社会を主体的に生きる人材の育成

- ・「人と人との間のコミュニケーション」の大切さを常に意識し、情報モラルの育成による新しいルールやマナーを身に付けた児童生徒の育成を図ります。
- ・英語活用能力やICT活用能力を備え、多様な価値観に対応できる柔軟性を持ったグローバル人材の育成を図ります。
- ・スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【再掲3-(13)】
- ・スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【再掲3-(13)】

| 事業・取組名               | 担当課    | 事業・取組内容  |
|----------------------|--------|--|
| 教職員研修費（情報モラル研修）      | 教育センター | 初任者研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。  |
| グローバル・リーダー育成事業       | 高等学校課  | 将来様々な分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するため、国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、英語を使う機会の飛躍的増加、先進的な人文科学・社会科学分野の教育の重点化等に取り組む高等学校等を指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を支援する。【再掲2(5)③】 |
| 鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業  | 高等学校課  | 国内企業（県内企業を含む）の海外進出や外国人雇用、あるいは英語の社内公用語化などのグローバル社会の到来を迎え、グローバル化に対応できるよう留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。【再掲2(5)②】                                 |
| ICTを活用した学習環境の研究      | 高等学校課  | 本県が進めている協調学習を中心とした高校の授業改革を更に効果的に進めるため、ICTを活用した協調学習のあり方を静岡大学と共同研究し、全国に先駆けた取組で本県高校生の学力向上を図る。【再掲2(5)④】  |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 | 社会教育課  | 保護者をはじめとする大人に対して、携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。【再掲1(1)①】   |



### ③主体的に行動する人材の育成

- ・ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校や地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人ひとりにあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について考え主体的に考え、行動する児童生徒の育成を図ります。
- ・児童生徒が、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力の育成を図ります。

| 事業・取組名        | 担当課   | 事業・取組内容   |
|---------------|-------|---|
| とっとり夢プロジェクト事業 | 高等学校課 | 「なりたい自分」「描いている夢」に少しでも近づきたい高校生が、様々なことに果敢にチャレンジしながら、夢を実現する意欲を高め、個性や創造力を伸ばすことができるよう、高校生の自由な発想で行う自主的な企画の活動を支援する。【再掲2(5)②】 |

### ④手話教育の推進【2-(6)に再掲】

- ・鳥取県において、全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、県立聾学校における教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置等、教育面における手話に関する取組を進めます。

| 事業・取組名        | 担当課     | 事業・取組内容  |
|---------------|---------|--|
| 手話で学ぶ教育環境整備事業 | 特別支援教育課 | 鳥取聾学校等において、教職員等の手話技術の向上を図るとともに、手話普及コーディネーター等を配置して、手話の学習教材等を活用し、学校教育でろう及び手話への理解を深める。【再掲2(6)⑩】 |

### ⑤環境教育の推進

- ・学校での環境教育全体計画の作成やTEASの取得促進等により、環境教育を推進し、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する児童生徒の育成を図ります。

| 事業・取組名                  | 担当課   | 事業・取組内容   |
|-------------------------|-------|---|
| TEAS（鳥取県版環境管理システム）Ⅲ種の周知 | 小中学校課 | 校長会等を利用したTEASⅢ種の周知と未取得校に対して、指導主事による学校訪問の際に取得を呼びかける。 |
| TEAS（鳥取県版環境管理システム）の継続   | 高等学校課 | 全県立高校でTEASⅡ種を取得しており、学校裁量予算を活用して継続して取り組む。            |

## (8) 豊かな人間性、社会性を心掛けた教育

### ①道徳教育や人権教育の充実

- ・児童生徒の豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・小、中学校では、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。
- ・自分を大切にするとともに、他の人の大切さを認めて行動できる児童生徒の育成を図ります。
- ・各教科等の指導を通じて、児童生徒が本来持っている能力を発揮し、人権尊重の社会づくりの担い手として成長していくことを目指します。

| 事業・取組名                        | 担当課   | 事業・取組内容  |
|-------------------------------|-------|--|
| 道徳教育推進事業                      | 小中学校課 | 規範意識やいのちを大切に作る心、思いやりや夢や希望を大切に作る心など、子どもの豊かな心を育成するために、道徳教育指導力向上研修や指定校による実践研究等を実施し、道徳の時間及び道徳の時間を要とする全教育活動における道徳教育の指導の充実を図る。 |
| 学校人権教育振興事業                    | 人権教育課 | 学校における人権教育の推進・充実のため、人権教育主任等を対象とした研修会の開催や、学校への指導・助言を行う。   |
| 人権教育実践事業                      | 人権教育課 | 児童生徒の人権意識を効果的に育成するための学校における指導方法等の在り方について、研究指定校・地域で実践的な研究を行い、その成果を全県に普及する。  |
| 県立学校人権教育推進支援事業                | 人権教育課 | 児童生徒に人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育てる取組を重視し、人権尊重の視点に立った学校づくりを目指す中で、各学校の課題解決に即した事業に対する支援を実施する。                                    |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局 | 市町村教育委員会及び県立学校と連携し、学校及び社会教育における指導者の指導力の向上を図る。<br>幼保小中高特別支援学校における人権教育の確立のための連携を強化する。<br>地域の多様な住民意識に対応した人権教育を推進する。         |

|                    |          |  |
|--------------------|----------|--|
| とっとりユニバーサルデザイン推進事業 | 人権・同和対策課 | 児童・生徒を対象として学校でUD（ユニバーサルデザイン）出前授業を実施。<br>企業や地域の方を対象に企業や公民館等でUD出前講座を実施。<br>青少年社会教育施設等でその利用者を対象としたUD体験学習を実施。<br>【再掲1(3)②】 |
| 拉致問題人権学習会          | 人権・同和対策課 | 北朝鮮当局による拉致問題について広く県民に理解を深めていただくため、学校や地域と連携・協力し、拉致被害者の家族の方を講師とする拉致問題人権学習会を実施。【再掲1(3)②】                                  |

## ②いじめ問題等への取組

- ・児童生徒同士が認め合う中で、自らいじめの未然防止や解決を図ることができるよう、児童生徒の社会性や問題解決能力の育成、自主的な活動を支援する取組を推進します。
- ・いじめの問題に対する教職員の認識を高め、警察等関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。
- ・体罰による指導を根絶し、子どもたちが安心して悩みを相談できる体制を整えます。

| 事業・取組名                                     | 担当課             | 事業・取組内容  |
|--|-----------------|--|
| 学校問題解決支援事業                                 | 教育総務課           | いじめ等の児童・生徒を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士等の専門家の活用や関係機関の連携体制を構築することにより、学校を支援する。【再掲3(11)④】   |
| いじめ防止対策推進事業                                | いじめ・不登校総合対策センター | いじめの早期解消のために、いじめ相談に24時間対応する専用電話・メールを設置し、その周知を図る。また、「いじめ防止対策推進法」制定を受けて、「鳥取県いじめの防止等のための対策基本的な方針」を策定するとともに「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ対策をいっそう充実する。また、スーパーバイザーを委嘱し、いじめ対策の強化充実を図る。 |
| 明日へつなぐ心のキャンペーン事業<br>2014～子どもたちが取り組むいじめの対策～ | いじめ・不登校総合対策センター | 各学校で児童生徒の自主的な取組によりいじめの未然防止がいっそう推進されるよう、オリジナル缶バッジの製作、ポスター・標語・歌等の作成を呼びかける。また、そのような取組を発表・表彰する場としてフォーラムを開催する。ポスター作品はカレンダーに加工し県内の学校に配布し啓発する。                                    |
| 学校教育支援事業（出かけるセンター）                         | 教育センター          | 指導主事等派遣事業、スーパーバイザー派遣事業などにより学校を訪問して行う研修を実施する。   |
| 教職員研修費（いじめ対応研修）                            | 教育センター          | 基本研修、職務研修、及び専門研修をとおして、いじめの未然防止や対応に係る研修の充実を図る。  |
| 教育相談事業費                                    | 教育センター          | 幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校関係者等からの相談について、指導主事及び専門性が高く、経験豊富な専門指導員が応じ、個別のニーズに応じた支援・指導を行う。<br>また、特にニーズが高まっている医療機関への相談に対応するため、専門医による教育相談を行う。                                |
| いじめ問題支援事業                                  | 高等学校課           | 全県立高校で、学級満足度、学校生活意欲、ソーシャルスキルの3つの尺度を把握するための心理検査（hyper-QU）を年2回実施し、生徒の状況を事前に把握して、適切な対応をするための判断材料とする。  |
| 生活につながるとっとり人権教育創造事業                        | 人権教育課           | いじめや不登校等を未然防止したり早期解決に繋げるため、一人一人を大切にした学校づくり、授業づくりについて研究を行う。   |
| いじめの芽をつむ心のケア支援事業                           | 体育保健課           | いじめ・不登校等の事案に対する早期対応や未然防止の支援として、精神科医や臨床心理士等の専門家を学校に派遣し、より効果的な相談体制の充実を図る。  |
| 生徒指導（いじめ問題への対応）の支援                         | 東部教育局           | 中学校区内の体制づくりと連携を推進するため、市町教育委員会担当者と定期的に情報交換を行い、課題のある学校を訪問し、支援を行う。<br>いじめ未然防止に重点をおいて、研修会を実施する。  |
| 生徒指導（不登校・問題行動への対応）の支援                      | 中部教育局           | 市町教育委員会と連携し、学校の課題把握と助言を行う。<br>生徒指導に係る市町教育委員会訪問、学校訪問<br>月例報告の分析と情報発信<br>いじめ未然防止に係る研修会を実施する。   |
| 生徒指導支援事業（いじめ問題等）                           | 西部教育局           | 各市町村教育委員会学校教育担当者会を開催し（年3回）、未然防止及び早期発見の重要性やその具体的実践事例について協議を深めるなど、学校の具体的方策・実践につながるような支援を行う。<br>魅力ある学校づくりの基盤に立った支援を行う。  |
| こどもいじめ人権相談運営事業                             | 人権・同和対策課        | 「こどもいじめ人権相談窓口」において、県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者からの相談に対応し、問題の解決に向けた支援を行う。  |
| 鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業                          | 人権・同和対策課        | 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置する。  |

|           |          |  |
|-----------|----------|--|
| いじめ問題対策事業 | 教育・学術振興課 | いじめについて、私立中学・高等学校での心理検査 (hyper-QU) の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。【再掲2(8)③】 |
|-----------|----------|--|

### ③不登校ゼロへの取組

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。

| 事業・取組名                  | 担当課             | 事業・取組内容   |
|-------------------------|-----------------|---|
| スクールソーシャルワーカー活用事業       | 小中学校課           | 社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える問題への対応充実を図るとともに、県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施し、事業の充実を図る。  |
| 不登校対策事業                 | 小中学校課           | 市町村設置の教育支援センターに対する不登校対応ネットワーク構築支援、小学校への「生徒指導推進協力員・学校相談員」配置などを行い、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒についても、一人でも多くの学校復帰をめざす。   |
| 高等学校等における不登校（傾向）生徒等支援事業 | いじめ・不登校総合対策センター | 高等学校等における不登校（傾向）生徒や概ね20歳までのひきこもりの青少年を対象に、教育相談（本人・保護者・家族）・社会性育成のトレーニング・学習支援・就労支援等を行い、学校復帰や社会参加に向けて支援する。  |
| 教育相談事業費                 | 教育センター          | 幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校関係者等からの相談について、指導主事及び専門性が高く、経験豊富な専門指導員が応じ、個別のニーズに応じた支援・指導を行う。また、特にニーズが高まっている医療機関への相談に対応するため、専門医による教育相談を行う。【再掲2(8)②】                                    |
| 生徒指導（不登校・問題行動への対応）の支援   | 東部教育局<br>中部教育局  | 【東部教育局】<br>保幼小中連携を推進し、生徒指導に係る市町教育委員会訪問や学校訪問を通じた課題解決と助言を行う。<br>月例報告の分析と情報提供<br>【中部教育局】<br>市町教育委員会と連携し、学校の課題把握と助言を行う。<br>生徒指導に係る市町教育委員会訪問、学校訪問<br>月例報告の分析と情報発信<br>不登校未然防止に係る研修会を実施する。 |
| 生徒指導支援事業（不登校）           | 西部教育局           | 各市町村教育委員会学校教育担当者会を開催し（年3回）、魅力ある学校づくりの基盤に立った未然防止的な取組の重要性やその具体的実践事例について協議を深めるなど、学校の具体的方策・実践につながるような支援を行う。   |
| リトルファーマー in 船上山         | 船上山少年自然の家       | 県内小中学校の不登校傾向児童生徒、保護者、指導者40名を対象に、船上山や近隣の農家で自然や動物、人とのふれあいを通して心をリフレッシュさせ、学校復帰を図る。  |
| 不登校児童生徒（ニート対応含む）活動支援事業  | 大山青年の家          | 年間随時、自然体験活動等のアクティビティと場所を提供する。   |
| いじめ問題対策事業               | 教育・学術振興課        | いじめについて、私立中学・高等学校での心理検査 (hyper-QU) の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。   |
| フリースクール連携推進事業           | 教育・学術振興課        | 県内において私立学校等の民間事業者が鳥取県版「民間適応指導教室ガイドライン」に沿って適応指導教室を設置運営する場合にその経費の一部を助成する。   |

### ④読書活動の推進

- ・「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【再掲3-(12)】

| 事業・取組名              | 担当課   | 事業・取組内容  |
|---------------------|-------|--|
| 本の大好きな子どもを育てるプロジェクト | 社会教育課 | 子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うとともに、読書離れが顕著になる中学生に、本を読むことの意義を感じる体験を提供する。【再掲1(3)③】 |
| 子ども読書活動推進事業         | 図書館   | 子どもの読書推進を図り、子どもの学ぶ意欲を育てるために、公共図書館職員、幼稚園・保育所職員、学校図書館職員等を対象とした講座の開催やブックリストの作成を行う。【再掲1(3)③】   |

### ⑤体験活動・文化芸術活動の充実

- ・児童生徒の豊かな人間性を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等、様々な体験活動の充実を図ります。
- ・文化、芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などにより、全ての児童生徒に優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性の育成を図ります。
- ・各学年での計画的な体験活動を推進します。
- ・関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどを培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。
- ・博物館等が保管する資料に触れたり、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。

| 事業・取組名                     | 担当課                          | 事業・取組内容  |
|----------------------------|------------------------------|--|
| 教育国際交流推進事業                 | 教育総務課                        | 教育分野における国際化を一層推進するため、関係諸国の地方政府との教育分野での交流を推進する。   |
| P T A 日韓交流事業               | 小中学校課                        | 江原道（学校運営委員会や保護者会）と鳥取県（PTA）が相互派遣による交流事業を行う。【再掲1(2)①】  |
| 英語教育推進事業                   | 高等学校課                        | 新学習指導要領の全面实施に向け、教員の指導力向上と、小・中・高それぞれの段階の学習到達目標の設定とその実現状況を把握管理する。【再掲2(5)②】   |
| イングリッシュシャワーーム設置事業          | 高等学校課                        | 中学生の英語力向上対策の一環として、中学校の中に、日常的に英語に触れることができる場所（イングリッシュシャワーーム）を作り、外国人スタッフを常駐させ、生徒の英語のコミュニケーション能力を高める。【再掲2(5)③】                       |
| とっとりイングリッシュクラブ             | 高等学校課                        | 中学生と高校生を対象に、年間を通じて英語による体験活動を実施し、英語によるコミュニケーション能力の伸長を図る。また、鳥取環境大学英語村で小中学生1日英語村体験を実施し、英語による体験活動を楽しむことで、その後の英語を学ぶ楽しさにつなげる。【再掲2(5)③】 |
| 定通教育充実事業                   | 高等学校課                        | 定時制・通信制に在籍する生徒を対象に、集団生活及びコミュニケーション能力の育成、生活体験及び社会体験活動の充実、基礎学力の充実を図る。  |
| 倉吉農業高等学校演習林活用検討事業          | 高等学校課                        | 近年、手入れが十分できていなかった倉吉農業高等学校の演習林（約110ha）について、計画的に間伐材等の整備を行うとともに、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての今後の活用策について検討を行う。【再掲3(11)①】                  |
| 船上山少年自然の家・大山青年の家の運営        | 社会教育課<br>船上山少年自然の家<br>大山青年の家 | 船上山少年自然の家・大山青年の家において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。【再掲1(3)④】  |
| 長期宿泊体験学習モデル事業              | 社会教育課<br>船上山少年自然の家<br>大山青年の家 | 県内東部・中部・西部地区小学校各1校1学年を対象とし、大自然の中で1週間程度の長期宿泊体験学習を実施することにより、望ましい人間関係を育み、集団生活をとおして与えられた役割を主体的に果たそうとする意欲や態度を身につける。【再掲1(3)④】          |
| 博物館普及事業費                   | 博物館                          | 県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。【再掲1(3)⑥】                                       |
| 「山陰海岸ジオパーク」の魅力学ぶ講座開催費      | 博物館                          | 山陰海岸ジオパークの拠点施設として、ジオパークの魅力や価値を楽しく学ぶ観察会や講座を開催する。【再掲1(3)⑥】   |
| English Camp in Mt. Senjyo | 船上山少年自然の家                    | 小4～中学生48名を対象に、船上山の大自然の中でALTと共に1泊2日の英語キャンプを実施することで、コミュニケーション能力や国際理解教育の推進を図る。  |
| 大山体感実践道場                   | 大山青年の家                       | 写真・絵画・漫画の基礎を学び、自然や大山を題材にした作品作りに挑戦する。写真・絵画はジュニア県展出品を目指す。  |

### ⑥郷土を愛する姿勢の育成

- ・子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にする気運、意識の醸成を図ります。

| 事業・取組名           | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------|-------|---|
| ふるさと鳥取見学（県学）支援事業 | 小中学校課 | 子ども達が鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるとともに、県民の一員として自信と誇りの持てる鳥取県を築き上げる気運の醸成を図るため、郷土にゆかりのある歴史的・文化的名所や、全国に誇れる県内企業等に触れる取組を支援する。【再掲2(7)①】 |

|                           |          |   |
|---------------------------|----------|---|
| 郷土情報発信事業                  | 図書館      | すぐれた郷土資料（地域資料）の収集・保存を進め、後世へ伝えるとともに、郷土資料の普及・啓発、郷土関係文学者情報の発信を行う。【再掲1(3)⑤】   |
| 情報発信「鳥取県の文化財」             | 文化財課     | 文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会などによる情報発信を行う。【再掲5(18)①】  |
| 伝統芸能等支援事業                 | 文化財課     | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。【再掲5(18)①】   |
| 鳥取県の考古学情報発信事業             | 文化財課     | 埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介するリーフレット等により情報発信を行う。【再掲5(18)①】   |
| 池田家墓所整備活用促進事業             | 文化財課     | 国史跡鳥取藩主池田家墓所の管理、活用及び保存整備等に係る経費に対して助成を行う。【再掲5(18)②】  |
| 青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業         | 文化財課     | 国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行うとともにフォーラム等を開催する。【再掲5(18)②】  |
| 「ふるさとを元気に」とつとりの文化遺産活用推進事業 | 文化財課     | 妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を地域振興や観光資源としても活用するため、その魅力の再発掘を行い、効果的な活用方法を講じた地域での取組を支援するとともに、本県文化遺産の魅力を県内外にPRするため、情報発信戦略のためのプランナーを配置し、県内外の学校、教育機関との連携、誘致を図るためのプランニングを行う。【再掲5(18)③】 |
| 「とっとり弥生の王国」普及活用事業         | 文化財課     | 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。【再掲5(18)③】  |
| ジュニア郷土研究応援事業              | 教育・学術振興課 | 県内の小中学生、高校生の郷土研究や地図作品の発表・展示、講演会等により、児童生徒の地域研究など人文社会科学に対する関心を高め、知的創造力を持った人材を育成する。【再掲2(7)①】   |
| とつとりの民工芸振興事業              | 観光戦略課    | 本県の重要な知的財産である和紙、緋、郷土玩具、陶磁器、木竹工等の民工芸の魅力と価値を国内外に情報発信し、本県の民工芸の振興を図り、観光資源としての活用を推進する。   |

## ② やかないと体づくりの推進

### ① 学校体育の充実

- ・教員の体育学習の指導力向上及び学校における運動機会の充実のための取組を支援し、主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を図ります。
- ・小学校への体育の技術的な専門性を持った教員の配置等により、小学校教員の体育技術の指導力向上及び主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を進めます。
- ・外部指導者の派遣及び指導者への研修等を行い、発達に応じた適正な指導のための支援を行うとともに、運動の重要性を理解し主体的に運動を行う児童生徒の育成に取り組めます。

| 事業・取組名                   | 担当課   | 事業・取組内容   |
|--------------------------|-------|---|
| 学校体育充実事業                 | 体育保健課 | 体育・保健体育における学習指導要領に沿った学習の円滑な実施に向け、体育担当教員の指導力向上を目的とした研修会の実施及び教員の研修会派遣等を行い、体育・保健体育学習の更なる充実を図る。また、外部指導者を派遣して安全面に配慮した武道学習の定着を図る。 |
| 運動部活動推進事業                | 体育保健課 | 中学校及び県立学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣し、部活動及び指導体制の充実を図るとともに、研修会を開催して運動部活動に関わる指導者の資質向上を図る。  |
| 平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業 | 体育保健課 | 平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、本県で実施する4競技（相撲、ホッケー、自転車（トラック）、弓道）の準備委員会を設置し、開催準備及び運営を行う。   |

### ② 子どもの体力・運動能力の向上

- ・各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCAサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた児童生徒の体力・運動能力の向上を推進します。
- ・学校と地域が連携して放課後における子ども運動教室など、児童生徒の体力・運動能力を向上させるモデルの開発を行い、その成果を県内の学校及び地域へ普及します。
- ・「遊びの王様ランキング」などを活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り、主体的に運動を行う子どもの育成を図ります。

| 事業・取組名             | 担当課   | 事業・取組内容   |
|--------------------|-------|---|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 | 体育保健課 | 子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、学校や地域における支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での体力向上の取組を推進する。 |

### ③健康教育の充実

- ・児童生徒の心や性の健康問題に関する協議会を設置するなど、学校、家庭、地域が連携した健康教育の充実を図ります。
- ・児童生徒の健康問題を解決するため学校保健委員会の充実を図るなど、心身の健康のバランスのとれた児童生徒の増加を目指します。
- ・教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【再掲3-(13)】
- ・学校が家庭や地域と連携して、人間としての在り方や生き方について考える性教育を充実させることにより、命を大切にす意識を持つ児童生徒の増加を目指します。
- ・薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【3-(13)に再掲】

| 事業・取組名            | 担当課    | 事業・取組内容   |
|-------------------|--------|---|
| 児童生徒の感染症等疾患対策事業   | 体育保健課  | 食物アレルギー等のアレルギー疾患、新型インフルエンザ、麻しん等の児童生徒に係る現代的健康課題に対応するための研修会等を実施する。                              |
| 心や性の健康問題対策事業費     | 体育保健課  | 心や性の健康問題について、研修会を通して教職員の指導力向上に努めるとともに、学校への支援として、教育や相談をより効果的に進めるために医師や助産師等の専門家を派遣し、指導体制の充実を図る。 |
| 学校保健教育指導費         | 体育保健課  | 県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。【再掲3(13)②】        |
| 未来のパパママ育み事業       | 子育て応援課 | 県内の中・高校（公立以外）等において、命の大切さと、次世代に命をつなぐための心構え等を手作り教材と体験学習等の出前教室を行う。                               |
| 思春期ピアカウンセラー活動支援事業 | 子育て応援課 | 大学生を中心にピアカウンセラーの養成及びピアカウンセラーによる高校や地域等で健康教育・健康相談を実施し、性=生に感ずる正しい知識の普及や問題解決能力を高める。               |

### ④食育の推進

- ・栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進します。
- ・学校と家庭との連携した食育を推進します。

| 事業・取組名                 | 担当課   | 事業・取組内容  |
|------------------------|-------|--|
| 学校における食育推進事業           | 体育保健課 | 食育を推進するため、食育を進める市町村教委の取組を支援するとともに児童・生徒等への指導用教材を作成する。   |
| 学校給食用食材県産品利用（地産地消）推進事業 | 体育保健課 | 学校給食における県産品利用（地産地消）を推進し、子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えるため、学校給食関係者を対象にした研修会等を行う。【再掲3(13)③】                  |
| 学校給食指導費                | 体育保健課 | 学校給食における衛生管理の充実と食中毒防止に努めるため、衛生管理に関する指導や研修会等を開催するとともに、栄養教諭や学校栄養職員の資質や専門的な指導力の向上を図るための研修を実施する。【再掲3(13)③】 |

## 目標 3 学校を支える教育環境の充実

### ⑩ 人口減少期を契機と捉えて学校教育の充実

#### ① 公立小、中学校の在り方

- ・公立小、中学校の在り方について検討する市町村教育委員会に対し、支援や適切な人的配置を通して、活力ある学校環境を目指します。
- ・少人数学級の利点を活かし、知識を活かし、応用力を育てる授業の充実や児童生徒の内発的な学習意欲の向上を図るとともに、成果を検証しながら、少人数学級の取組を継続します。

| 事業・取組名   | 担当課   | 事業・取組内容             |
|----------|-------|---------------------|
| 少人数学級の継続 | 小中学校課 | 市町村と協力して少人数学級を継続する。 |

## ②今後の県立高等学校の在り方

- ・「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針〔平成25年度～平成30年度〕」（平成24年10月）の答申に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していきます。
- ・「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について」（平成25年4月23日鳥取県教育審議会への諮問）の答申を受けて、平成31年度以降の高等学校教育の在り方について具体的な計画を策定します。
- ・中山間地域の高等学校の在り方、活性化の方策等について、立地する市町村と連携しながら、検討を進めます。

| 事業・取組名     | 担当課   | 事業・取組内容  |
|------------|-------|--|
| 高等学校改革推進事業 | 高等学校課 | 平成24年10月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）」の個別事項について具体化を図るとともに、平成31年度以降の県立高等学校の在り方も検討する。 |

## ③今後の特別支援教育の在り方

- ・「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」（平成26年2月4日鳥取県教育審議会へ諮問）の答申を受けて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の方向性を検討します。

| 事業・取組名          | 担当課     | 事業・取組内容   |
|-----------------|---------|---|
| 今後の特別支援教育の在り方検討 | 特別支援教育課 | 鳥取県教育審議会に専門部会を設置し、「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方」に沿って行ってきた平成25年度までの取組の成果を検証し、今後の特別支援教育の在り方について検討を行う。 |

## ④目指せる学校づくりの推進

### ①県民に開かれ、信頼される学校づくり

- ・保護者、地域住民等の理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指します。
- ・学校教育の成果と課題、自己評価及び学校関係者による評価結果の公表やその結果に基づき授業改革を始めとする学校運営の改善を図るなど、保護者や地域住民等県民への説明責任を適切に果たす取組を充実します。
- ・学校公開週間の実施などによる開かれた学校づくりの推進や学校支援ボランティアによる支援など、学校サポート体制の強化を目指します。
- ・教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【3-(12)に再掲】

| 事業・取組名                               | 担当課   | 事業・取組内容  |
|--------------------------------------|-------|--|
| 教育行政監察業務                             | 教育総務課 | 県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、コンプライアンスの徹底を図る。  |
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業               | 小中学校課 | 小中学校9年間を通した学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】 |
| 地域で育む学校支援ボランティア事業                    | 小中学校課 | 小・中学校の実態に応じて地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を実施する。【再掲1(1)②】  |
| 土曜授業実施支援事業                           | 小中学校課 | 地域の実情に応じて土曜日をより有効に活用して土曜授業を実施しようとする市町村に対し、県としてモデル的に支援を行い、本県の子どものより豊かな学びと成長を図る。【再掲3(11)②】                           |
| 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（学校支援地域本部事業） | 小中学校課 | 地域住民が、学校からの要望に応じて様々な教育に関わる活動にボランティアとして参画する取組を支援する。【再掲1(1)②】  |
| 高等学校教育企画費                            | 高等学校課 | 県立高等学校に対する指導・助言を行うとともに、関係団体への助成等や各学校の授業料等徴収の支援を行う。   |
| 県立学校第三者評価推進事業                        | 高等学校課 | 全県立学校33校（鳥取聾学校ひまわり分校含む）において、毎年8～9校ずつ第三者評価を実施する。  |
| 倉吉農業高等学校演習林活用検討事業                    | 高等学校課 | 近年、手入れが十分できていなかった倉吉農業高等学校の演習林（約110ha）について、計画的に間伐材等の整備を行うとともに、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての今後の活用策について検討を行う。              |

## ②学校の自立と課題解決力の向上

- ・県立学校の学校裁量予算が、各学校の課題や生徒の実態に応じて、学校長が、より創意あふれる学校経営ができるよう制度の充実、改善を図ります。
- ・自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクールの導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【2-(6)に再掲】

| 事業・取組名                         | 担当課   | 事業・取組内容  |
|--------------------------------|-------|--|
| 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）            | 教育環境課 | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。         |
| 土曜授業実施支援事業                     | 小中学校課 | 地域の実情に応じて土曜日をより有効に活用して土曜授業を実施しようとする市町村に対し、県としてモデル的に支援を行い、本県の子どものより豊かな学びと成長を図る。       |
| 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 | 小中学校課 | 地域の多様な人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、地域と連携した土曜授業の補助や、多様な学習プログラムの実施を支援する。【再掲1(1)②】               |
| 県立学校裁量予算学校独自事業                 | 高等学校課 | 各学校の教育課題解決、特色づくり推進、教育目標達成のための事業を実施し、学校運営費、教職員旅費と併せた学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。 |

## ③学校組織運営体制の充実

- ・多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指します。

| 事業・取組名              | 担当課            | 事業・取組内容  |
|---------------------|----------------|--|
| 県立学校裁量予算事業（高等学校運営費） | 教育環境課<br>高等学校課 | 学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。【再掲3(11)②】 |

## ④教職員の過重負担・多忙感

- ・教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境を整えるため、現場の状況を踏まえて教職員数の確保に努めるとともに、外部人材の活用を積極的に進めます。
- ・業務改善に向けた取組を行うモデル校での成功事例を積み上げ、他校へ広げるなどして教職員の過重負担、多忙感の解消を図るとともに、校務に関する事務処理の効率化により、児童生徒一人ひとりに教員が向き合う環境づくりを目指します。

| 事業・取組名                 | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------------|-------|---|
| 教職員いきいき！プロジェクト推進事業     | 教育総務課 | 教師が子どもとじっくりと向き合い、心が通い合う教育を実践するため、教師の時間的、精神的ゆとりを生み出す取組について、県、市町村、学校、教育関係者が一体となって検討等行う。                   |
| 学校問題解決支援事業             | 教育総務課 | いじめ等の児童・生徒を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士等の専門家の活用や関係機関の連携体制を構築することにより、学校を支援する。                              |
| ICTを活用した学校運営支援システム構築事業 | 教育総務課 | ICTを活用することにより、学校現場での紙媒体による業務の効率化、教職員の負担軽減を図る。   |
| 学事支援事業                 | 教育環境課 | 生徒の学籍、出欠、成績等の情報を集計・管理するシステムを整備して、教職員間での生徒情報の共有化と事務処理の効率化を図る。  |
| 県立学校勤務時間管理サポートシステム整備事業 | 高等学校課 | 勤務時間等を適正に管理することを目的として平成24年度から年次計画で県立学校に導入している県立学校勤務時間管理サポートシステムについて、未導入の県立学校に導入するために必要なICカードリーダーの整備を行う。 |
| ICT活用 学校いきいきプロジェクト事業   | 高等学校課 | 教職員の多忙感解消のため、県立高等学校に、生徒への事務連絡事項を掲示する電子掲示板（モニター）の設置を行う。  |



## ⑤教職員の精神性疾患への対応

- ・教職員が心身ともに健康で働くことのできる職場環境を整備し、それぞれの職場での組織としての対応を進めるとともに、相談窓口を整えるなどして、精神性疾患による休職者の減少を図ります。

| 事業・取組名       | 担当課   | 事業・取組内容  |
|--------------|-------|--|
| 教職員厚生事業費     | 教育総務課 | 教育関係職員の福利厚生の増進と働きやすい職場環境作りを推進する。                         |
| 教職員健康管理事業費   | 教育総務課 | 教職員の健康、衛生管理対策を行い、疾病の早期発見と生活習慣病等の予防・進展防止のため、定期健康診断等を実施する。 |
| 教職員心の健康対策事業費 | 教育総務課 | 教職員のメンタルヘルス対策として、研修の実施や相談体制の充実を図る。                       |

## (12) 人的・物的な教育力の向上

### ①教員の資質向上や指導力、授業力の向上

- ・教員の大量退職時代の到来を迎え、若手育成や学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上及び適切な人材の確保を目指します。
- ・児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるように、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【再掲2-(5)】
- ・授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【再掲2-(5)】
- ・教職員の能力向上に向けて、自主的な研修の推進や、人的なネットワークづくりを進め、教職員の授業改革意欲を高めます。
- ・エキスパート教員による積極的な授業の公開や中学校区でのチームティーチングの取組などにより、優れた指導力を広げ、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・2020年の学習指導要領の完全実施による小学校での英語の教科化や中学校での英語による授業実施に向けて、教員の指導力向上や児童生徒が実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進します。

| 事業・取組名                        | 担当課    | 事業・取組内容   |
|-------------------------------|--------|---|
| 小中連携で取り組む授業改革ステップアップ事業        | 小中学校課  | 小中学校9年間を通した学力向上を図るため、計画・実施・評価・改善プランを明確にして授業改革等の学力向上策に取り組む教育研究団体や中学校区を、各団体、市町村、県との協働体制によって支援し、成果を全県に普及させる。【再掲2(5)④】                  |
| エキスパート教員ステップアップ事業             | 小中学校課  | 教科指導等に卓越した力を有するエキスパート教員による中学校区でのチームティーチングによる授業を実施する。また、同一市町村内の他の学校等からの依頼に応じて指導助言を行うなどして、その資質能力を複数の学校に活用し、教職員の指導力向上を図り、広く学校の教育力を高める。 |
| エキスパート教員認定制度                  | 小中学校課  | 他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図る。  |
| 学校教育支援事業                      | 教育センター | 学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。【再掲2(5)④】   |
| 教科・領域指導力向上ゼミナール               | 教育センター | 教育課題についての専門的知識を基盤とした少人数・高度化・開放型の実践的研修を実施して、中核となる教員の指導力向上を図る。【再掲2(5)④】   |
| 教職員派遣研修費                      | 高等学校課  | 教職員の資質や指導力の向上を図るため、計画的に各種講座・研修会や大学院、研究機関等に派遣し、研鑽を積ませる。  |
| 確かな学力を育む授業改善への支援              | 東部教育局  | エキスパート教員の協力を得たり、小中の枠を超えて異校種の協議を深めたりしながらワークショップを開催し、若手や中堅リーダーを育成する。  |
| 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進         | 中部教育局  | 小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。【再掲2(5)③】   |
| 学校教育目標の達成につながる校内研究の推進         | 西部教育局  | 『西部教育局版校内研究充実のポイントリーフレット』を活用し、小中学校の校内研究に関わる状況把握及び体制づくりへの継続した指導・支援、情報提供を行う。【再掲2(5)③】   |
| 西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業 | 西部教育局  | エキスパート教員の協力を得ながら、言語活動の充実を目指した授業改善等のワークショップを開催するとともに、研究指定校・各小中研究団体を中心とした授業についての指導・支援を行う。【再掲2(5)④】                                    |

## ②県民に信頼される教職員の育成

- ・教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲3-(11)】

| 事業・取組名   | 担当課   | 事業・取組内容  |
|----------|-------|--|
| 教育行政監察業務 | 教育総務課 | 県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、コンプライアンスの徹底を図る。        |
| 教職員人事管理費 | 高等学校課 | 県立高等学校における教職員の人事管理業務及び校長会、事務長会等において学校管理に係る指導を行う。 |

## ③優秀な人材確保のための教員採用

- ・説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組むとともに、教員採用試験を創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。

| 事業・取組名 | 担当課                       | 事業・取組内容  |
|--------|---------------------------|--|
| 教員採用試験 | 小中学校課<br>特別支援教育課<br>高等学校課 | 試験区分の工夫に加え、現職教諭を対象とした選考やスポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考等の特別選考を実施して、優秀な人材の確保に努める。 |

## ④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進

- ・学校図書館資料の充実を図るため、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、全ての学校への司書教諭の発令と司書など学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を推進します。
- ・学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【2-(8)に再掲】
- ・県立図書館から学校図書館等へ2日以内に図書が届く物流システムの活用と促進を図ります。
- ・県立学校の図書館業務の効率化と利便性を高めるため、図書管理システムの充実に努めます。

| 事業・取組名           | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------|-------|---|
| 読書指導の充実事業費       | 教育環境課 | 図書管理システムの運営を行って学校図書館業務の効率化と利便性を高めることにより、学校教育活動の支援を行う。   |
| 市町村・学校図書館等協力支援事業 | 図書館   | 市町村図書館、高等学校・特別支援学校図書館、関係機関等に対し、資料・情報を提供し活用促進を図るとともに、学校図書館支援員や司書による研修会の開催や講師派遣、訪問相談の実施等により各館職員のスキルアップを図る。【再掲1(3)⑤】 |

## ⑤ICTを活用した教育の推進

- ・ICTを活用した教育を充実し、基礎学力の定着とICTリテラシーを前提とした21世紀型スキルの取得を目指し、ICT活用教育推進のためのビジョンの構築を行います。
- ・ICTを有効に活用する教職員の育成や県立学校における機器の導入などにより、児童生徒の情報活用能力の育成と、分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指します。

| 事業・取組名                  | 担当課    | 事業・取組内容  |
|-------------------------|--------|--|
| 教職員研修費（情報モラル研修）         | 教育センター | 初任者研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】                           |
| 教育情報ネットワーク事業            | 教育センター | 先進的な研修を実施するために、タブレット型端末（スレートPCなど）等のICT機器の整備を行う。                                |
| 21世紀型スキルの習得のためのICT環境の構築 | 教育センター | 「ICT活用教育推進協議会」を設置し、ICT活用教育推進ビジョンを構築する。学校訪問型研修を実施し、ICTを活用した授業設計の提案と教員のスキル向上を図る。 |

## ⑥校庭の芝生化

- ・県立学校の校庭等の芝生化の推進に取り組みます。
- ・保育所、幼稚園、小中学校における芝生化に向けた取組を支援します。

| 事業・取組名         | 担当課   | 事業・取組内容  |
|----------------|-------|--|
| 県立学校校庭芝生化推進事業費 | 教育環境課 | 児童生徒の体力や競技力の向上、けがの防止などを図るため、校庭等の芝生化を推進する。  |
| 鳥取方式の芝生化促進事業   | スポーツ課 | 次世代を担う子どもたちの健全な心身の育成を図るため、芝生の上で自由に運動したり遊んだりすることができるよう、保育園、幼稚園の園庭、小学校校庭の芝生化の支援を進める。 |

## ⑦環境教育の推進

- ・太陽光発電設備など、児童生徒の環境教育に資する施設、設備の県立学校への導入について、随時、検討します。

| 事業・取組名             | 担当課   | 事業・取組内容   |
|--------------------|-------|---|
| 環境教育に資する施設、設備の導入検討 | 教育環境課 | 環境教育・学習の教材として活用するため、県立学校への太陽光発電設備（安価な小型設備）の導入を検討していく。 |

## ⑧安全・安心な教育環境の整備

### ①公立学校の耐震対策の推進

- ・県立学校の耐震化（非構造部材の耐震対策を含む。）について、平成29年度末までの完了を目指します。
- ・市町村立学校の耐震化（非構造部材の耐震対策を含む。）の早期完了に向けて、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかけます。

| 事業・取組名       | 担当課   | 事業・取組内容   |
|--------------|-------|---|
| 県立学校耐震化推進事業費 | 教育環境課 | 耐震強度が不足している県立学校の建物について、計画的に耐震改修を進めて、順次、実施設計及び改修工事を行うとともに、非構造部材について計画的に点検を実施し、必要に応じて耐震対策を行う。 |

### ②学校内外の安全確保

- ・地域との協働による学校づくりの観点から、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進します。
- ・スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【2-(7)に再掲】
- ・スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【2-(7)に再掲】
- ・地震や津波等の災害から児童生徒を守るために、実践的な防災教育を推進します。
- ・自転車乗車中などの交通事故をなくすために、交通安全教育の充実を図ります。
- ・不審者等の犯罪から児童生徒を守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。
- ・県立学校の施設、設備の点検、修繕等を適時、適切に実施するとともに、省エネ対策やバリアフリー化にも配慮しながら、安心、安全な学校環境づくりを進めます。
- ・薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【再掲2-(9)】

| 事業・取組名            | 担当課   | 事業・取組内容  |
|-------------------|-------|--|
| 教育施設営繕費           | 教育環境課 | 県立学校等の施設の維持及び老朽化の進行に伴い必要となる修繕を行い、教育施設としてふさわしい環境の整備を図る。                                 |
| 省エネルギー型設備導入事業費    | 教育環境課 | 環境負荷の低減と管理経費の節減を行うため、省エネルギー型設備の導入を図る。  |
| 教育財産管理事業費         | 教育環境課 | 安心・安全な学校環境づくりを図るため、県立学校等の建築物の定期点検、学校警備及び自家用電気工作物や消防用設備等の保守点検業務の委託等を実施して、教育財産の適正な管理を行う。 |
| さわやかな学校環境創出事業     | 教育環境課 | 学校統廃合で未利用となった建物等を撤去して、生徒が安心して学べる環境を整備する。   |
| 地域で育む学校支援ボランティア事業 | 小中学校課 | 小・中学校の実態に応じて地域住民等のボランティアを配置し、生活支援や学習支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を実施する。【再掲1(1)②】              |

|                                      |        |  |
|--------------------------------------|--------|--|
| 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（学校支援地域本部事業） | 小中学校課  | 地域住民が、学校からの要望に応じて様々な教育に関わる活動にボランティアとして参画する取組を支援する。【再掲1(1)②】                  |
| 教職員研修費（情報モラル研修）                      | 教育センター | 初任者研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】                         |
| ケータイ・インターネット教育啓発推進事業                 | 社会教育課  | 保護者をはじめとする大人に対して、携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。【再掲1(1)①】                 |
| 学校保健教育指導費                            | 体育保健課  | 県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。 |
| 学校安全対策事業                             | 体育保健課  | 児童生徒が安全で安心して生活するために、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図る。           |
| 自動体外式除細動器（AED）更新事業                   | 体育保健課  | 県立学校に配備した自動体外式除細動器（AED）のメーカー耐用年数の7年が経過しており、万が一の際の救命に不可欠な当該機器の更新を行う。          |

### ③安全、安心な学校給食

- ・生産者や流通関係者等、地域と連携し、県産品の利用促進など安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指します。
- ・異物混入や食中毒事故を防ぐため、衛生管理講習会を実施するなどして、衛生管理を徹底します。
- ・教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【2-(9)に再掲】

| 事業・取組名                 | 担当課   | 事業・取組内容  |
|------------------------|-------|--|
| 学校給食用食材県産品利用（地産地消）推進事業 | 体育保健課 | 学校給食における県産品利用（地産地消）を推進し、子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えるため、学校給食関係者を対象にした研修会等を行う。                  |
| 学校給食指導費                | 体育保健課 | 学校給食における衛生管理の充実と食中毒防止に努めるため、衛生管理に関する指導や研修会等を開催するとともに、栄養教諭や学校栄養職員の資質や専門的な指導力の向上を図るための研修を実施する。 |
| 県立学校給食費                | 体育保健課 | 県立学校の学校給食運営を行う。  |

### ④特に支援が必要な家庭への支援

- ・経済的理由で修学を断念する子どもがいないよう、奨学金の貸与及び給付を行うとともに、十分な貸与枠の確保と将来にわたって安定した事業継続ができるよう、確実に償還金を回収し、財源の確保に努めます。
- ・貧困や虐待など、子育てに関し不安や問題を抱える家庭に対して、福祉機関等とも連携した対応を進めます。

| 事業・取組名      | 担当課     | 事業・取組内容  |
|-------------|---------|--|
| 奨学資金債権回収事業  | 人権教育課   | 次の奨学金貸与の財源となる返還金の回収を効率的に進める。                                       |
| 進学奨励事業      | 人権教育課   | 進学奨励資金の返還を進める。   |
| 育英奨学事業      | 人権教育課   | 経済的理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与する。   |
| 県育英会助成事業    | 人権教育課   | 東京で学生寮を運営する鳥取県育英会の運営支援を行う。   |
| 育英奨学事業（給付型） | 人権教育課   | 特に低所得で高校への修学が困難な世帯に対し、就学のための給付金を給付する。                              |
| 児童相談所集団指導事業 | 青少年・家庭課 | 子育て不安があり一人で悩む母親や、我が子に対して辛くあたる母親を支援するため、話し合いや支え合う場を提供しカウンセリングを実施する。 |

**14 私立学校への支援の充実**

**①私立学校の振興**

- ・私立学校の特徴ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で質の高い教育の選択肢を提供することを通じて、多形で優れた人材を養成します。
- ・私立学校に通学する特別な支援が必要な生徒等の教育環境向上を支援します。
- ・私立学校の不登校、いじめ等に関する対策を支援します。
- ・私立学校の学力向上に向けたICT活用、土曜日授業等を支援します。
- ・私立学校の生徒等が様々な体験活動が行えるよう支援します。
- ・私立学校の情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図ります。

| 事業・取組名              | 担当課      | 事業・取組内容  |
|---------------------|----------|--|
| 私立学校教育振興補助金         | 教育・学術振興課 | 私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の生徒・保護者の負担軽減及び、学校の教育環境の維持向上に必要な経費に対して助成を行い、県内生徒へ多様な教育の機会を確保する。<br>一般分：人件費、教育管理費、設備費<br>特別分：経営改善支援、舎監の配置に要する経費、専門ソフト整備に要する経費、土曜日授業実施に係る経費、ICT活用教育に係る経費、心豊かな学校づくりに係る経費等 |
| 私立高等学校等就学支援金        | 教育・学術振興課 | 家庭の状況にかかわらず、全ての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るために、国の「高等学校等就学支援金」及び本県独自の「中学校就学支援金」を交付（学校設置者が代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減、多様な教育を受ける機会の確保を図る。  |
| 私立学校生徒授業料等減免補助金     | 教育・学術振興課 | 私立高等学校等に在籍する生徒の経済的負担を軽減するため、授業料、施設設備費等の生徒納付金を減免している私立高等学校等の設置者に対して助成を行う。   |
| 私立高等学校等特別支援教育サポート事業 | 教育・学術振興課 | 私立高等学校等のLD（学習障がい）、ADHD（多動性障がい）等の生徒及び視聴覚障がい、肢体不自由など、特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備に要する経費の一部を助成する。<br>また、特別支援教育に係る担当教員の教育活動の充実を図るため、担当教員の人件費の一部を助成する。   |
| いじめ問題対策事業           | 教育・学術振興課 | いじめについて、私立中学・高等学校での心理検査（hyper-QU）の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。【再掲2(8)③】   |
| フリースクール連携推進事業       | 教育・学術振興課 | 県内において私立学校等の民間事業者が鳥取県版「民間適応指導教室ガイドライン」に沿って適応指導教室を設置運営する場合にその経費の一部を助成する。【再掲2(8)③】   |
| 私立学校施設整備費補助金        | 教育・学術振興課 | 学校設置者に対し施設整備費への補助及び、施設・設備整備事業による金融機関等からの借入に対する利子助成を行う。（私立高等学校等改築事業補助金、私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金、私立学校振興資金利子補助金）  |
| 学校法人等連絡調整費          | 教育・学術振興課 | 私立学校を設置する学校法人等の運営に係る連絡調整や、各学校の抱える教育課題などの現状把握・助言、私立高等学校等の優良卒業生の表彰などを行う。   |
| 私学共済事業等助成事業         | 教育・学術振興課 | 鳥取県私立学校協会が実施する研修の開催経費、長期給付事業にかかる加入者及び学校設置者の掛金負担金等への助成を行う。  |

**②学校経営の健全性の向上、入学者確保**

- ・私立学校の魅力向上の取組を財政面や研修等により支援し、入学者確保と学校経営の健全性の向上を図ります。

| 事業・取組名       | 担当課      | 事業・取組内容  |
|--------------|----------|--|
| 私立学校教育振興補助金  | 教育・学術振興課 | 私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の生徒・保護者の負担軽減及び、学校の教育環境の維持向上に必要な経費に対して助成を行い、県内生徒へ多様な教育の機会を確保する。<br>一般分：人件費、教育管理費、設備費<br>特別分：経営改善支援、舎監の配置に要する経費、専門ソフト整備に要する経費、土曜日授業実施に係る経費、ICT活用教育に係る経費、心豊かな学校づくりに係る経費等<br>【再掲3(14)①】 |
| 私立学校施設整備費補助金 | 教育・学術振興課 | 学校設置者に対し施設整備費への補助及び、施設・設備整備事業による金融機関等からの借入に対する利子助成を行う。（私立高等学校等改築事業補助金、私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金、私立学校振興資金利子補助金）【再掲3(14)①】  |

|                   |          |  |
|-------------------|----------|--|
| 学校法人等連絡調整費        | 教育・学術振興課 | 私立学校を設置する学校法人等の運営に係る連絡調整や、各学校の抱える教育課題などの現状把握・助言、私立高等学校等の優良卒業生の表彰などを行う。【再掲3(14)①】 |
| 私学共済事業等助成事業       | 教育・学術振興課 | 鳥取県私立学校協会が実施する研修の開催経費、長期給付事業にかかる加入者及び学校設置者の掛金負担金等への助成を行う。【再掲3(14)①】              |
| 私立幼稚園運営費補助金       | 子育て応援課   | 私立幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、特色ある取組を推進する。(私立幼稚園の運営費に助成)          |
| 特別支援教育推進事業        | 子育て応援課   | 私立幼稚園における特別支援教育の充実、振興を図るため、特別支援教育の実施に係る教員人件費、教材費等に対して助成を行う。                      |
| 子育て支援活動・預かり保育推進事業 | 子育て応援課   | 平日・休日等預かり保育や地域への園開放、保護者に対する教育相談等、子育て支援活動に要する経費に対して助成する。                          |
| 人権教育推進事業          | 子育て応援課   | 人権尊重の精神の芽生えを育むため、私立幼稚園で行われる保護者啓発活動等に要する経費に対して助成する。                               |
| ティーム保育推進事業        | 子育て応援課   | 幼児教育の充実のため、ティーム保育(補助教諭配置)導入に係る教員人件費に助成を行う。                                       |

### ③私立学校の耐震化

- ・私立学校の耐震化については各学校設置者による整備を支援し、一層の耐震化率の向上を目指します。

| 事業・取組名        | 担当課      | 事業・取組内容   |
|---------------|----------|---|
| 私立学校施設整備費補助金  | 教育・学術振興課 | 学校設置者に対し施設整備費への補助及び、施設・設備整備事業による金融機関等からの借入に対する利子助成を行う。(私立高等学校等改築事業補助金、私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金、私立学校振興資金利子補助金)【再掲3(14)①】 |
| 私立幼稚園施設整備費補助金 | 子育て応援課   | 老朽化した私立学校施設の改築事業等に対して助成し、安全な環境の中での教育の確保を図る。   |

## 目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

### (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

#### ①幼児期における運動、スポーツの基礎づくり

- ・家庭や地域、幼児教育・保育を行う機関に幼児期における運動の大切さの啓発を進めます。
- ・幼児教育、保育を行う機関や家庭において、1日合計「60分」を目安に楽しく体を動かす機会を確保し、幼児期の運動の習慣化を図るための取組を支援します。

| 事業・取組名             | 担当課   | 事業・取組内容  |
|--------------------|-------|--|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 | 体育保健課 | 遊びの王様ランキングの実施<br>HP上の「遊びの王様ランキング」サイトの運営し、幼稚園・保育園児、小学生等が運動に親しむ機会を提供し、運動習慣づくりの推進及び体力の向上を図る。【再掲2(9)②】 |

#### ②少年期(小学校～高等学校)の適正なスポーツ活動の充実

- ・体育学習の充実を図り、児童生徒の誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動(遊び)が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。
- ・運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、児童生徒の体力向上を図ります。
- ・生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながる児童生徒のスポーツ活動や運動部活動の充実を図ります。

| 事業・取組名  | 担当課   | 事業・取組内容  |
|---|-------|--|
| 県立鳥取工業高等学校グラウンド整備事業費<br>県立倉吉西高等学校弓道場整備事業費<br>県立倉吉総合産業高等学校グラウンド整備事業費 | 教育環境課 | 老朽化や機能に支障がある高等学校の体育施設の改修・整備を行い、スポーツ活動の充実を図る。   |
| 学校体育充実事業  | 体育保健課 | 体育・保健体育における学習指導要領に沿った学習の円滑な実施に向け、体育担当教員の指導力向上を目的とした研修会の実施及び教員の研修会派遣等を行い、体育・保健体育学習の更なる充実を図る。<br>また、外部指導者を派遣して安全面に配慮した武道学習の定着を図る。<br>【再掲2(9)①】 |

|                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業   | 体育保健課 | 遊びの王様ランキングの実施<br>HP上の「遊びの王様ランキング」サイトの運営し、幼稚園・保育園児、小学生等が運動に親しむ機会を提供し、運動習慣づくりの推進及び体力の向上を図る。【再掲2(9)②】                |
| 学校関係体育大会推進費          | 体育保健課 | 鳥取県小学校体育連盟、鳥取県中学校体育連盟、鳥取県高等学校体育連盟及び中国地区ろう学校体育連盟が主催する全県規模の体育大会等の開催及び全国・中国大会への生徒の参加を支援する。                           |
| 県立八頭高等学校ホッケー場人工芝更新事業 | 体育保健課 | 平成28年度全国高等学校総合体育大会のホッケー競技のメイン会場として予定している県立八頭高等学校ホッケー場を整備するため、人工芝張替工事を行う。  |
| 魅力あるスポーツ活動推進事業       | 体育保健課 | 体罰の根絶をはじめとするスポーツ活動の適正化やスポーツ活動における指導及び運営の充実を図るため、「子どものスポーツ活動ガイドライン」を周知し、部活動の顧問や小学生スポーツをはじめ、広く県内の指導者を対象とした研修会を開催する。 |
| 日韓スポーツ交流事業           | スポーツ課 | 平成13年11月6日に締結した鳥取県・江原道スポーツ交流協定に基づき、公益財団法人鳥取県体育協会と江原道体育会が行う青少年スポーツ交流事業に対して支援する。(平成26年度は本県が受入)                      |
| 因幡・但馬ジオパーク地域スポーツ交流   | スポーツ課 | 山陰海岸ジオパークの周知を図るとともに因幡地域と但馬地域の陸上競技を通じたスポーツ交流を促進するため、因幡・但馬ジオパーク地域交流陸上競技大会実行委員会が主催する陸上競技大会を支援する。                     |

### ③成年期からの運動、スポーツ活動の充実

- ・ウォーキングなど手軽に日常生活で取り組むことができる運動やスポーツを奨励し、運動習慣づくりを進めます。
- ・各種大会やスポーツイベントなどの周知、普及・啓発、開催支援等を通じて、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが、関心、適性等に応じてスポーツ活動へ参加しやすい環境を整えます。

| 事業・取組名                              | 担当課    | 事業・取組内容   |
|-------------------------------------|--------|---|
| 県立八頭高等学校ホッケー場人工芝更新事業                | 体育保健課  | 平成28年度全国高等学校総合体育大会のホッケー競技のメイン会場として予定している県立八頭高等学校ホッケー場を整備するため、人工芝張替工事を行う。【再掲4(15)②】  |
| 体育施設運営費                             | スポーツ課  | 県立社会体育施設の管理運営を円滑に行うため、指定管理者に施設の管理運営を委託し、必要な備品の整備を行う。  |
| 体育施設改修費                             | スポーツ課  | スポーツ活動の拠点としてふさわしい環境の整備を図るため、県立社会体育施設の維持、老朽化に伴う改修工事を行う。  |
| 県営米子屋内プール耐震化推進事業                    | スポーツ課  | 耐震強度が不足している県営米子屋内プールのプール棟耐震改修工事及び老朽化改修工事を行う。  |
| 公益財団法人鳥取県体育協会運営費補助金                 | スポーツ課  | 公益財団法人鳥取県体育協会の円滑な運営に資するため、その運営費のうちスポーツ振興に係るものに対して支援する。  |
| スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業               | スポーツ課  | スポーツを通して鳥取県の情報発信や地域おこしを行うため、本県で生まれ育った全国的な大会や全国的なチームに対して支援する。  |
| 倉吉自転車競技場運営費                         | スポーツ課  | 公益財団法人鳥取県体育協会に対して、「倉吉自転車競技場」の管理運営に必要な経費について支援する。  |
| 都道府県対抗駅伝強化費補助金                      | スポーツ課  | 県民のスポーツへの関心、意欲を高めるとともに、鳥取県を全国に情報発信するため、多くの県民が注目する都道府県対抗駅伝に出場する鳥取県代表チームの選手強化費の一部を支援する。   |
| スポーツ・レクリエーション事業                     | スポーツ課  | 県民のスポーツに対する意欲・関心を高めるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭を開催し本県の生涯スポーツの普及振興を図る。   |
| 生涯スポーツ推進費                           | スポーツ課  | 地域スポーツの推進を担う鳥取県スポーツ推進委員協議会の運営や協議会が実施する研究大会等の一部補助と、リーダー研修会の開催、中央講習会への受講者派遣を行い、スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化を図る。また、総合型地域スポーツクラブ運営の中心となるアシスタントマネージャー講習会を開催し、クラブの活性化を支援する。 |
| 「関西ワールドマスタースゲームズ2021」平成26年度開催準備費負担金 | スポーツ課  | 「関西ワールドマスタースゲームズ2021」大会開催準備必要経費(平成26年度分開催府県市負担金)について負担する。   |
| 障がい者スポーツ振興事業                        | 障がい福祉課 | 障がいの有無に関わらず、積極的にスポーツに参加できる環境づくりのため、各種スポーツ大会の開催を通じて障がい者スポーツの振興を図る。   |
| 障がい者スポーツ機会創出事業                      | 障がい福祉課 | 障がい者が地域で日常的にスポーツ活動が行える機会として、スポーツ教室を開催する。また、障がい者がスポーツ活動に参加する際のコーディネートや指導、補助等を行う障がい者スポーツ指導員の養成を行う。  |
| 精神障がい者スポーツ大会                        | 障がい福祉課 | 精神障がい者の社会参加の促進や交流を図るため、バレーボール大会及びフットサル交流会を開催する。   |

|                |         |   |
|----------------|---------|---|
| レクリエーション活動支援事業 | 青少年・家庭課 | 青少年の健全育成、健康で生きがいに満ちた暮らし等に有効な手法であるレクリエーションを普及するため、県レクリエーション協会が行う鳥取県レクリエーション大会に助成を行う。 |
|----------------|---------|---|

## (16) トップアスリートの育成(競技力向上)

### ①ジュニア期からの一貫指導体制の整備

- ・発達段階ごとの到達目標を踏まえて指導内容を検討し、世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに、優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。
- ・特別支援学校における運動部の指導体制の充実を図ります。

| 事業・取組名                           | 担当課              | 事業・取組内容  |
|----------------------------------|------------------|--|
| 平成28年度全国高等学校総合体育大会特別強化事業         | 体育保健課            | 平成28年度全国高等学校総合体育大会中国ブロック大会の本県開催4競技(相撲、ホッケー、自転車(トラック)、弓道)について、『日本一』を目標に年次的に競技力向上を図る。  |
| 2020東京オリンピック・パラリンピック代表選手育成プロジェクト | 特別支援教育課<br>スポーツ課 | 2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、優秀なジュニア選手の発掘・育成のためのプログラム作成、子どもたちとトップ選手との交流機会の創出、特別支援学校運動部の強化などに取り組み、本県から東京オリンピック・パラリンピックに出場する選手を育てる。【再掲4(16)③】   |
| 競技スポーツ推進事業                       | スポーツ課            | 本県選手の競技力に関する戦力分析・情報収集を行うとともに、国体や国際大会等の入賞者に対する知事表彰を行い、各選手の競技力向上に対する意識や、県民の競技スポーツに対する意識の高揚を図る。   |
| 競技力向上のための指導者の確保事業                | スポーツ課            | 鳥取県の競技力向上のため、優秀な指導者を確保する。  |
| 国民体育大会派遣事業                       | スポーツ課            | 公益財団法人鳥取県体育協会に委託して、国民体育大会県予選会を開催するとともに、中国ブロック大会・国民体育大会へ選手を派遣する。  |
| 競技力向上対策事業費                       | スポーツ課            | 本県スポーツの競技力向上を図るとともに、スポーツ活動を通して県民に夢と感動を与える優秀な競技者を育成するため、競技団体等が実施する各種強化事業に対して支援する業務を公益財団法人鳥取県体育協会へ委託する。  |
| 全国障害者スポーツ大会派遣等事業                 | スポーツ課            | 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会に委託して、全国障害者スポーツ大会の予選会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手を派遣する。   |
| 障がい者スポーツ競技力向上事業                  | スポーツ課            | 2020東京パラリンピック開催決定を契機とした障がい者スポーツへの関心の高まりを受け、本県出身の選手が全国障害者スポーツ大会や東京パラリンピック等で活躍する夢や目標を応援するため、よりレベルの高い選手や指導者の育成を行い、競技力の向上を図る。あわせて、全国の障がい者が使いやすいトレーニングの場を本県へ誘致するための調査研究を行う。【再掲4(16)③】 |

### ②アスリートのキャリア形成の推進

- ・アスリートや指導者、競技団体に対して、競技引退後のキャリアに必要な能力等を身につける教育を受けながら、将来に備えるという「デュアルキャリア」についての普及と啓発を行うとともに、キャリア形成を指導できる環境の整備に努めます。

| 事業・取組名            | 担当課   | 事業・取組内容   |
|-------------------|-------|---|
| 競技力向上対策事業費        | 体育保健課 | 優秀選手の確保<br>I, J, Uターン者等全国レベルで優秀な成績を修めている大学生を中心としたトップアスリート(選手兼指導者)を確保する。【再掲4(16)①】 |
| 競技力向上のための指導者の確保事業 | スポーツ課 | 鳥取県の競技力向上のため、優秀な指導者を確保する。【再掲4(16)①】   |

### ③2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の実施

- ・オリンピック・パラリンピック出場に向けた競技力の向上施策の推進、合宿誘致や環境整備などに取り組みます。

| 事業・取組名                           | 担当課              | 事業・取組内容  |
|----------------------------------|------------------|--|
| 2020東京オリンピック・パラリンピック代表選手育成プロジェクト | 特別支援教育課<br>スポーツ課 | 2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、優秀なジュニア選手の発掘・育成のためのプログラム作成、子どもたちとトップ選手との交流機会の創出、特別支援学校運動部の強化などに取り組み、本県から東京オリンピック・パラリンピックに出場する選手を育てる。 |
| 全国大会等推進費                         | スポーツ課            | 本県スポーツ活動の振興と、スポーツ大会を通じた本県のアピールを目的とし、鳥取県内で開催される各種競技団体の大会の開催費を支援する。  |



|                          |       |  |
|--------------------------|-------|--|
| 集まれ！トップアスリート合宿誘致プロジェクト事業 | スポーツ課 | 拠点となる競技施設の整備を図るとともに、国内外のトップチームの合宿を誘致し、鳥取県民がトップレベルのスポーツに触れる機会を創出し、本県アスリートの意識啓発や競技レベルの向上など、スポーツの振興を図る。   |
| 障がい者スポーツ競技力向上事業          | スポーツ課 | 2020東京パラリンピック開催決定を契機とした障がい者スポーツへの関心の高まりを受け、本県出身の選手が全国障害者スポーツ大会や東京パラリンピック等で活躍する夢や目標を応援するため、よりレベルの高い選手や指導者の育成を行い、競技力の向上を図る。あわせて、全国の障がい者が使いやすいトレーニングの場を本県へ誘致するための調査研究を行う。 |

## 目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見

### (17) 文化、芸術活動の一層の振興

#### ①文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

- ・鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化、芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化、芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。
- ・アーティスト・イン・レジデンス(滞在型創作活動)を推進するとともに、芸術祭の開催により、現代アートを中心とした創作活動や作品を鑑賞する機会を拡充します。

| 事業・取組名                | 担当課   | 事業・取組内容  |
|-----------------------|-------|--|
| 鳥取県文化芸術活動支援補助金        | 文化政策課 | 県内に活動拠点を置く芸術家や芸術・文化団体等が行う創造的な活動を支援し、県内芸術文化活動の裾野の拡大や質の向上など活性化を図る。   |
| 鳥取県文化団体連合会活動支援事業      | 文化政策課 | 文化的な公共サービスの担い手である鳥取県文化団体連合会の活動を支援し、地域に根ざした創造性の高い活動を育成し、特色ある地域文化の振興を図る。【再掲5(17)②】                                   |
| 新生とりアート事業             | 文化政策課 | 総合芸術文化祭の開催により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充を図り、全ての県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで心豊かで満ち足りた生活ができる環境づくりを推進する。                  |
| 鳥取県美術展覧会開催事業          | 文化政策課 | 広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示する鳥取県美術展覧会を開催することにより、県民へ鑑賞機会の提供するとともに、県内美術部門の頂点の伸長や裾野の拡大を図る。                                 |
| とっとり伝統芸能まつり開催事業       | 文化政策課 | 県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を広く県民に周知するため伝統芸能まつりを開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、活動実践団体に発表の機会を提供することにより、継承者育成等活動の活性化を図る。【再掲5(18)①】 |
| アーティスト滞在促進事業          | 文化政策課 | 県外アーティストの県内滞在に必要な情報提供と県内受入団体の紹介を行う窓口(プラットフォーム)を整備するとともに、滞在制作に必要な経費を支援し、アーティストの県内滞在・移住を促進する。                        |
| アーティストリゾートとっとり芸術祭開催事業 | 文化政策課 | 「アーティストリゾートとっとり芸術祭」を開催し、国内外アーティストによる県内での滞在制作・展示活動を促進し、地域とアーティストとの関わりを地域活性化につなげる。                                   |
| アーティストリゾート推進事業        | 文化政策課 | アーティストインレジデンスのモデル的、先進的取組を行う団体への支援を行い、「アーティストリゾート構想」を掲げる鳥取県の取組を県内外に発信する。  |
| 芸術鑑賞教室開催補助金           | 文化政策課 | 県内の高校等の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設で優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。【再掲5(17)②】   |
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業      | 文化政策課 | 児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の助長と振興を図るとともに、次世代の芸術家を目指す人材の育成を図る。【再掲5(17)②】                    |

#### ②文化、芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

- ・学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高め、創造力を育成する機会を確保し、文化、芸術活動を活性化します。
- ・鳥取県文化団体連合会の活動支援などにより、県民が文化に親しめる環境を整えます。
- ・平成26年度に開催される全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会を機に、特別支援学校における芸術文化活動を一層進めます。
- ・平成27年度に、近畿高等学校総合文化祭を鳥取県で開催し、日頃取り組んでいる芸術文化活動の成果を発表し合い、高め合い、交流を深めるとともに、これを契機として文化部活動の一層のレベルアップ、活性化を進めます。

| 事業・取組名              | 担当課     | 事業・取組内容  |
|---------------------|---------|--|
| 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業 | 特別支援教育課 | 「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の一貫として、「特別支援学校合同文化祭」、「特別支援学校合同合唱」等に取り組み、大会の成功及び各学校の文化・芸術活動の充実を図る。【再掲2(6)①】 |

|                       |               |  |
|-----------------------|---------------|--|
| 文化芸術活動支援事業            | 高等学校課         | 文化庁活動を活性化し、文化芸術活動に対する機運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。<br>平成27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向けて、全国レベルの文化庁養成と、鳥取県の中学校及び高校の文化庁活動の発展・充実を図る。   |
| 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催準備事業 | 高等学校課         | 平成27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向け、準備委員会（実行委員会）を設置し、専門委員会等で開催概要の検討を行う。   |
| まんが王国とっとり応援団事業        | 高等学校課         | 「まんが王国とっとり」を盛り上げるため、県内の高校生により発足した『高校生「まんが王国とっとり」応援団』の活動を継続して実施し、まんが王国とつとりを支える人材の育成を図るとともに、応援団の活動を通じて高校生の文化活動を活性化して、平成27年度に鳥取県で開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」における「まんが部門」の開催につなげる。 |
| 鳥取県文化団体連合会活動支援事業      | 文化政策課         | 文化的な公共サービスの担い手である鳥取県文化団体連合会の活動を支援し、地域に根ざした創造性の高い活動を育成し、特色ある地域文化の振興を図る。   |
| 新生とりアート事業             | 文化政策課         | 総合芸術文化祭の開催により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充を図り、全ての県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで心豊かで満ち足りた生活ができる環境づくりを推進する。【再掲5(17)①】  |
| 芸術鑑賞教室開催補助金           | 文化政策課         | 県内の高校等の生徒を対象に、学校の体育館や文化施設で優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。   |
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業      | 文化政策課         | 児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の助長と振興を図るとともに、次世代の芸術家を目指す人材の育成を図る。  |
| 「とっとりアートスタート」推進事業     | 文化政策課         | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を支援するとともに、小学生向けにも地域人材や資源を活用した芸術鑑賞・自然体験等の活動を実施し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。【再掲5(17)③】  |
| 鳥取県障がい者アート推進事業        | 全国障がい者芸術・文化祭課 | 平成26年度に開催する「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成功に向け、その開催準備を行うとともに、この大会への出演・出展を目指して芸術文化活動に取り組む障がい者の支援活動を行うなど、障がい者アートの振興を図る。   |

### ③文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの定着

- ・アートスタート事業等により、子どもの頃から文化、芸術に触れる機会を拡充し、文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。
- ・空き店舗、廃校、公民館などを活用し、地域活動の中で、アートや伝統文化を通じて地域住民が交流する場を設け、アートや伝統文化を活かした地域づくりを進めます。

| 事業・取組名            | 担当課   | 事業・取組内容   |
|-------------------|-------|---|
| 「とっとりアートスタート」推進事業 | 文化政策課 | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を支援するとともに、小学生向けにも地域人材や資源を活用した芸術鑑賞・自然体験等の活動を実施し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。 |

## ⑩文化財の保存・活用・伝承

### ①県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成

- ・県民に対し、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出します。こうした取組を通じて、文化財を身近に感じ、親しみを持つことにより、県内の歴史や文化についての理解を深めていきます。
- ・伝統芸能や伝統技術（ものづくり）保持者との交流や体験などにより、県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
- ・「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞機会を提供し、次世代に継承していきます。
- ・海外の祭事に県内高等学校の郷土芸能部を派遣し、伝統芸能等を披露する機会を設けるとともに、伝統芸能を通じた国際交流を推進します。

| 事業・取組名        | 担当課  | 事業・取組内容                                  |
|---------------|------|--|
| 情報発信「鳥取県の文化財」 | 文化財課 | 文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会などによる情報発信を行う。 |
| 伝統芸能等支援事業     | 文化財課 | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。    |

|                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| 鳥取県の考古学情報発信事業   | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介するリーフレット等により情報発信を行う。  |
| とっとり伝統芸能まつり開催事業 | 文化政策課     | 県内各地域で守られてきた伝統行事・芸能を広く県民に周知するため伝統芸能まつりを開催し、伝統芸能の伝承や活用の気運を高めるとともに、活動実践団体に発表の機会を提供することにより、継承者育成等活動の活性化を図る。 |

## ②文化財保護の推進

- ・ 県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組みます。
- ・ 県内の貴重な文化財を犯罪や災害から守るため、所有者や地域住民等の意識啓発を進めるとともに、防災、防犯施設等の整備を促進します。
- ・ 地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
- ・ 妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
- ・ 三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進により、登録に向けた取り組みを支援します。

| 事業・取組名                        | 担当課       | 事業・取組内容  |
|-------------------------------|-----------|--|
| 文化振興費                         | 文化財課      | 県民が文化活動に親しみ実践する取組の調査や支援、表彰候補者のとりまとめ等を行い、県内の文化活動の振興を図る。                                   |
| 調査研究「鳥取県の文化財」                 | 文化財課      | 国・県指定、登録等の候補となる文化財の調査研究を実施し、文化財指定等に向けて取り組む。  |
| 鳥取県文化財防災・防犯対策事業               | 文化財課      | 県内に所在する多数の貴重な文化財を災害や犯罪から守るため、所有者及び地域住民の防災・防犯意識の向上と防災・防犯施設整備の充実を図る。                       |
| 文化財保護指導費                      | 文化財課      | 文化財の状況を把握するための巡視活動や文化財の価値を永く伝え残すためのフォローアップ調査などを行う。                                       |
| 文化財助成費                        | 文化財課      | 国及び県指定文化財の保存と活用のため、保存整備を行う団体等への助成を行う。  |
| 伝統芸能等支援事業                     | 文化財課      | 無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。【再掲5(18)①】  |
| 銃砲刀剣類登録審査事業                   | 文化財課      | 美術品・骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の審査・登録を行う。また、登録審査補助員制度を導入し登録審査員の育成を図る。         |
| 池田家墓所整備活用促進事業                 | 文化財課      | 国史跡鳥取藩主池田家墓所の管理、活用及び保存整備等に係る経費に対して助成を行う。   |
| 妻木晩田遺跡調査整備事業（保存整備）            | むきばんだ史跡公園 | 史跡公園内を安全、安心かつ快適に見学していただくため、屋外放送設備工事及び園路追加整備実施設計を行う。併せて、既存復元建物の修繕を計画的に行う。                 |
| 妻木晩田遺跡調査整備事業（発掘調査）            | むきばんだ史跡公園 | 国史跡妻木晩田遺跡の集落像を解明するため、発掘調査年次計画に基づき、発掘調査委員会の助言を得ながら発掘調査を実施する。平成26年度は仙谷地区（仙谷8号墓）埋葬施設の調査を行う。 |
| 妻木晩田遺跡維持管理事業                  | むきばんだ史跡公園 | 国史跡妻木晩田遺跡を訪れる見学者の方々が、遺跡を安全かつ快適に見学していただけるよう、史跡保護や事務所等の維持管理を行う。                            |
| 青谷上寺地遺跡発掘調査事業                 | 埋蔵文化財センター | 国史跡青谷上寺地遺跡を整備活用していく上で必要な考古学的なデータを取得するための調査を行う。   |
| 青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業             | 埋蔵文化財センター | 国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行うとともにフォーラム等を開催する。                                   |
| 青谷上寺地遺跡史跡指定地公有化・維持管理事業        | 文化財課      | 国史跡青谷上寺地遺跡を保存・整備・活用するため、国史跡指定地を平成20年度から10ヶ年かけて公有化し、その土地の維持管理及び活用方法を検討する。                 |
| 埋蔵文化財センター運営費                  | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財センター（青谷調査室、秋里分室、積善分館を含む。）の施設の維持管理を行う。   |
| 埋蔵文化財専門職員研修事業                 | 埋蔵文化財センター | 埋蔵文化財関係者等を対象とする専門研修等を行う。   |
| 受託発掘調査事業（山陰道「鳥取西道路」）          | 文化財課      | 一般国道9号（鳥取西道路）改築に伴う埋蔵文化財発掘調査を、国土交通省からの委託を受けて実施する。   |
| 未来に引き継ごう！県民の歴史資産「三徳山」調査活用推進事業 | 観光戦略課     | 鳥取県を代表する文化財である三徳山について、地元関係者と連携し、調査研究を進めると共に、保全管理の取組、観光振興やまちづくりへの活用を推進する。                 |

### ③文化遺産の再発掘・磨き上げ

- ・たたらや鉄道遺産などの県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援します。
- ・「とっとり弥生の王国」を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図ります。併せて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指します。

| 事業・取組名                    | 担当課   | 事業・取組内容   |
|---------------------------|-------|---|
| 「ふるさとを元気に」とっどりの文化遺産活用推進事業 | 文化財課  | 妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を地域振興や観光資源としても活用するため、その魅力の再発掘を行い、効果的な活用方法を講じた地域での取組を支援するとともに、本県文化遺産の魅力を県内外にPRするため、情報発信戦略のためのプランナーを配置し、県内外の学校、教育機関との連携、誘致を図るためのプランニングを行う。 |
| 「とっとり弥生の王国」普及活用事業         | 文化財課  | 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。  |
| 「とっとりアートスタート」推進事業         | 文化政策課 | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を支援するとともに、小学生向けにも地域人材や資源を活用した芸術鑑賞・自然体験等の活動を実施し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。   |

## 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

### (1) 県民との協働による計画の推進

#### ①県民意見の把握と開かれた教育の推進

| 事業・取組名                | 担当課   | 事業・取組内容   |
|-----------------------|-------|---|
| 知りたい！聞きたい！開かれた教育づくり事業 | 教育総務課 | 学校現場の課題・ニーズを把握するため、スクールミーティングの開催などの公聴活動や各種広報紙（夢ひろば、リーフレット「とっどりの教育」等）の発行などの広報活動を行う。      |
| 教育委員会費                | 教育総務課 | 教育委員会での議論及び現地視察等を行い、教育課題を把握するとともに、ホームページを通じた教育委員会の議事録の迅速な公開などにより情報公開を推進する。              |
| 教育委員会運営費              | 教育総務課 | 教育功労者や児童生徒に表彰基準に基づき、表彰を行うとともに、報道機関に情報提供を行う。   |
| 教育企画費                 | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。【再掲 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制(2)①】 |

#### ②教育問題等への迅速かつ的確な対応

| 事業・取組名 | 担当課   | 事業・取組内容   |
|--------|-------|---|
| 教育委員会費 | 教育総務課 | 教育委員会での議論及び現地視察等を行い、教育課題を把握するとともに、ホームページを通じた教育委員会の議事録の迅速な公開などにより情報公開を推進する。【再掲 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制(1)①】 |
| 教育審議会費 | 教育総務課 | 学校教育、生涯学習などの教育の重要事項について調査審議、建議を行うため「鳥取県教育審議会」を開催する。   |

(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

①市町村との連携・協力体制の充実

| 事業・取組名               | 担当課   | 事業・取組内容  |
|----------------------|-------|--|
| 教育企画費                | 教育総務課 | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。 |
| チャレンジする市町村を応援する教育交付金 | 教育総務課 | 市町村が地域の視点で課題を解決していくために行う先導的な取組について支援を行う。                   |

②高等教育機関との連携、協力の一層の推進

| 事業・取組名              | 担当課      | 事業・取組内容   |
|---------------------|----------|---|
| 教育企画費               | 教育総務課    | 市町村教育委員会への支援、教育調査、高等教育機関との連携推進、鳥取県教育振興基本計画の確実な推進に向けた取組を行う。【再掲 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制(2)①】   |
| 外部人材活用事業            | 高等学校課    | 地域社会と連携した高等学校教育を推進するため、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する一般の社会人や大学教員を、各教科の一部の領域を教授する講師として招聘する。   |
| 地域を担う人材育成事業         | 高等学校課    | 経済・産業構造や就業構造の変化及び産業界のニーズにあった担い手育成に向け、産業界と学校のネットワークを構築し具体的施策の立案や教育プログラムを検討・実施するとともに、活動成果発表会の開催により、専門高校の取組を各学校間で共有し、切磋琢磨の機会とする。<br>また、学校が、家庭や地域社会、企業や経済団体等の関係機関と連携し、講座等を実施することにより、将来自立した社会人となるための基盤づくりの一助とする。 |
| 公立大学法人鳥取環境大学運営費交付金  | 教育・学術振興課 | 公立大学法人鳥取環境大学の運営に必要な経費の一部について、運営費交付金として交付する。   |
| 鳥取県環境学術研究等振興事業      | 教育・学術振興課 | 県内の高等教育機関等が取り組む学術研究及び技術開発、知的創造力を持った人材の育成を支援することで、本県の知的基盤の強化と次代の地域産業を担う「人財」の育成を推進するため、鳥取県環境学術等研究基金の運用益により、県内の高等教育機関が行う環境及び地域の課題に関する学術研究並びに北東アジア地域との学術交流を目的とした調査研究に対して助成を行う。                                  |
| 未来に役立つ「ものづくり教育」実践事業 | 教育・学術振興課 | 鳥取大学や鳥取環境大学などが産学官協働で取り組む「ものづくり協力会議」が行う、子どもから大人まで一貫通貫の「ものづくり教育」の実践活動を支援する。(FabLab開設・運営、中高生向け研修、指導者育成支援等を実施)【再掲2(5)⑦】   |

## 参考：数値目標一覧

※指標欄の〈 〉は、現況値の年度、記載のないものは平成 25 年度です。

### 目標 1：社会全体で学び続ける環境づくり

| 指 標   | 現況値       | 目標値              |
|---|-----------|------------------|
| 1 心とからだいきいきキャンペーンによる取組率（就学前児童）                |           |                  |
| 望ましい生活習慣が大切だと思ふ保護者の割合 〈H24〉                   | 94.2%     | 100%             |
| 望ましい生活習慣の定着に取り組んでいる割合 〈H24〉                   | 81.9%     | 90%              |
| 2 自治会単位の「人権学習会（小地域懇談会）」で事後研修を取り入れている市町村 〈H24〉 | 11 市町村    | 19 市町村<br>（全市町村） |
| 3 「鳥取県家庭教育推進協力企業」協定締結企業数 〈H24〉                | 562 社     | 700 社            |
| 4 学校支援ボランティア登録者数                              | 約 6,000 人 | 7,000 人          |
| 5 小、中学校における「子育て親育ちプログラム」を活用した講座実施校数 〈H24〉     | 13 校      | 70 校             |
| 6 「とっとりマスター」認定者数                              | 10 人      | 20 人             |
| 7 県立博物館の入館者数 〈H24〉                            | 11.1 万人   | 10 万人            |
| 8 公立図書館の個人貸出冊数（人口一人あたり） 〈H24〉                 | 4.9 冊     | 6 冊              |

### 目標 2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進

| 指 標   | 現況値  | 目標値                                   |    |
|---|--|---------------------------------------|----|
| 1 小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施 〈H24〉              | 15 市町村                                     | 19 市町村<br>（全市町村）                      |    |
| 2 幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定 〈H24〉     | 83.6%                                      | 全ての小学校<br>区で実施                        |    |
| 3 「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」の作成と小学校への送付 〈H24〉 | 100%                                       | 全ての保育所<br>で実施                         |    |
| 4 子どもたちの学びの質の向上                                 |  |                                       |    |
| 観点①：豊かに生きる、共に生きる力の状況                            |  |                                       |    |
| (1) 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識                      | 「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加                   | (小 6) 44.5%<br>(中 3) 52.8%<br>(高 2) — | 向上 |
|   | 「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加             | (小 6) 76.3%<br>(中 3) 65.9%<br>(高 2) — | 向上 |
| (2) 進路に向けた意識                                    | 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加                     | (小 6) 85.3%<br>(中 3) 70.9%<br>(高 2) — | 向上 |
|   | 「『あの人のようになりたい』と思う人がいる」児童生徒の増加              | (小 6) 77.5%<br>(中 3) 71.3%            | 向上 |
|   | 「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加         | (高 2) —                               | 向上 |
| (3) 地域社会への参画状況                                  | 「地域の行事に参加している」児童生徒の増加                      | (小 6) 79.1%<br>(中 3) 48.7%<br>(高 2) — | 向上 |
|   | 「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）から褒められたことがある」児童生徒の増加 | (小 6) 64.8%<br>(中 3) 52.7%            | 向上 |

| 観点②：学び方の質・学習状況                        |  |                                    |      |
|---------------------------------------|--|------------------------------------|------|
| (4) 意欲、授業<br>に向かう姿勢                   | 「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（算数・数学）          | (小6) 65.1%<br>(中3) 35.9%           | 向上   |
|                                       | 「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加            | (小6) —<br>(中3) —                   | 向上   |
|                                       | 「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加                 | (高2) —                             | 向上   |
|                                       | 「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加             | (小) 95.3%<br>(中) 92.0%             | 向上   |
|                                       | 「教員の増加   | (高) —                              | 向上   |
| (5) 体験活動・<br>読書活動の実<br>施状況            | 「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加                               | (小) —<br>(中) —                     | 向上   |
|                                       | 「全校一斉読書に取り組む」学校の増加                                     | (小) 100%<br>(中) 95.3%<br>(高) 91.6% | 向上   |
|                                       | 「読書が好きである」児童生徒の増加                                      | (小6) 74.7%<br>(中3) 73.0%<br>(高2) — | 向上   |
| (6) 家庭におけ<br>る学習等の状<br>況              | 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加                            | (小6) 61.8%<br>(中3) 46.2%<br>(高2) — | 向上   |
|                                       | 「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加                             | (小6) —<br>(中3) —                   | 向上   |
|                                       | 児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加 | (小) 98.5%<br>(中) 62.0%             | 向上   |
| 観点③：学力調査の状況                           |  |                                    |      |
| (7) 上位層の増<br>加、下位層の<br>減少             | 全国学力・学習状況調査でA層で全国平均を上回り、D層で全国平均を下回った教科                 | (小、中) 100%                         | 100% |
| (8) 過去の調査<br>と同一問題の<br>正答率の増加         | 全国学力・学習状況調査で過去の問題と同一問題のうち、正答率が全国平均を上回った割合              | (小、中) 77.8%                        | 向上   |
| (9) 無解答率の<br>減少(特に「活<br>用」に関する<br>問題) | 全国学力・学習状況調査で記述式の問題のうち無解答率が全国平均以下であった割合                 | (小、中) 77.8%                        | 向上   |
| (10) 各校が設<br>定した指標の<br>達成             | 各校が達成したと評価する割合   | (高) —                              | 向上   |
| 5 個別の教育支援計画の作成割合（公立幼、小、中、高）<br>〈H24〉  |  | 84.1%                              | 100% |
| 6 個別の指導計画の作成割合（公立幼、小、中、高）<br>〈H24〉    |  | 95.6%                              | 100% |
| 7 中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率            |  | 71.8%                              | 100% |

|   |  |   |                        |
|---|--|---|------------------------|
| 8 特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率の向上                                | 就職希望者に対する割合<br>〈H24〉                                     | 78.5%                                     | 向上                     |
|   | 卒業生に対する割合 〈H24〉  | 35.7%                                     | 向上                     |
| 9 該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上                                 | 特別支援学校教職員 〈H24〉  | 74.8%                                     | 90%                    |
|   | 特別支援学級教員 〈H24〉   | 40.8%                                     | 45%                    |
| 10 教員のICT活用指導力調査における児童・生徒のICT活用を指導する能力<br>〈H24〉             | 鳥取県 59.0%<br>全国 63.7%                                    | 全国平均値                                     |                        |
| 11 情報モラル教育の実施<br>〈H24〉                                      | (小) 98.5%<br>(中) 95.0%<br>(高) 100%                       | 100%<br>100%<br>100%                      |                        |
| 12 環境教育全体計画の作成及び改善<br>〈H24〉                                 | (小) 64.9%<br>(中) 35.0%                                   | 100%<br>100%                              |                        |
| 13 学校のTEASⅡ・Ⅲ種（鳥取県版環境管理システム）取得の促進（小、中学校＝Ⅲ種、高・特＝Ⅱ種）<br>〈H24〉 | (小) 14.2%<br>(中) 13.3%<br>(高) 100%<br>(特) 100%           | 25%<br>30%<br>100%<br>100%                |                        |
| 14 全国学力・学習状況調査質問紙調査での回答                                     |  |   |                        |
| ▽新聞やテレビのニュースなどに関心を持つ児童生徒の増加                                 |  | (小6) 63.5%<br>(中3) 64.8%                  | 向上                     |
| ▽人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の増加                                    |  | (小6) 94.5%<br>(中3) 94.6%                  | 向上                     |
| 15 小、中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況<br>〈H24〉                           | (小) 100%<br>(中) 88.3%                                    | 100%                                      |                        |
| 16 「参加型」人権学習に取り組んだ学校の率<br>〈H24〉                             | (小) 55%<br>(中) 63%                                       | 100%                                      |                        |
| 17 児童生徒が文化芸術に触れる機会を持った割合<br>〈H23〉                           | (小) 97.8%<br>(中) 83.3%                                   | 100%                                      |                        |
| 18 不登校の出現率<br>〈H24〉   | (小・全国) 0.32%<br>(中・全国) 2.58%<br>(高・全国) 1.93%             | (小・県) 0.37%<br>(中・県) 2.31%<br>(高・県) 2.10% | 全国平均を下<br>回ると共に、低<br>減 |
| 19 学校いじめ防止基本方針の状況   | 策定した学校の割合  | —   | 100%                   |
|   | 取組検証した学校の割合 (H27以降)                                      | —   | 100%                   |
| 20 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合                    | (小5男) 38.4%<br>(小5女) 46.0%<br>(中2男) 33.0%<br>(中2女) 59.8% | 50.0%<br>55.0%<br>50.0%<br>65.0%          |                        |
| 21 小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合                      | (小5男) 68.6%<br>(小5女) 48.0%                               | 70.0%                                     |                        |
| 22 学校保健委員会を年2回以上開催する学校の割合<br>〈H24〉                          | (小) 64%<br>(中) 42%<br>(高) 13%<br>(特) 0%                  | 100%<br>80%<br>60%<br>50%                 |                        |
| 23 中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率<br>〈H24〉                           | (中) 82%<br>(高) 79%                                       | 100%<br>100%                              |                        |
| 24 「食に関する指導年間計画」の作成率（年6回以上）<br>〈H24〉                        | (小) 87%<br>(中) 52%<br>(特) 55%<br>(高) 13%                 | 100%<br>100%<br>100%<br>50%               |                        |



|                          |       |             |                                  |
|--------------------------|-------|-------------|----------------------------------|
| 25 食育の日（毎月19日）の取組状況      |       | —<br>—<br>— | (小) 100%<br>(中) 100%<br>(特) 100% |
| 26 学校給食用食材の県産品使用率        | <H24> | 71%         | 70%以上                            |
| 27 県産品利用率 70%以上の市町村、県立学校 | <H24> | 81%         | 100%                             |
| 28 栄養教諭の配置拡大             |       | 19人         | 31人                              |

### 目標 3：学校を支える教育環境の充実

| 指 標                      |            | 現況値  | 目標値                          |
|--------------------------|------------|--|------------------------------|
| 1 学校評価制度（学校関係者評価）実施率     | <H24>      | (幼) 80.0%<br>(小) 96.3%<br>(中) 98.3%<br>(県立) 100% | 100%<br>100%<br>100%<br>100% |
| 2 学校評価制度（学校関係者評価）公表率     | <H24>      | (幼) 100%<br>(小) 75.2%<br>(中) 74.6%<br>(県立) 100%  | 100%<br>100%<br>100%<br>100% |
| 3 教員の精神性疾患による休職者数の出現率    | <H24>      | 0.51%  | 0.5%以下                       |
| 4 公立学校の耐震化率の向上           | <H25.4 現在> | (幼) 100%<br>(小、中) 81.9%<br>(高) 87.1%<br>(特) 100% | 100%<br>100%<br>100%<br>100% |
| 5 「鳥取型防災教育の手引き」の活用率（小学校） |            | —  | 100%                         |
| 6 不審者対応訓練（教職員対象）の実施率     | <H24>      | (小) 67.0%<br>(中) 11.0%<br>(高) 25.0%<br>(特) 89.0% | 100%<br>85%<br>60%<br>100%   |
| 7 育英奨学資金の現年調定の返還率        | 高校 <H24>   | 89.3%  | 90%                          |
|                          | 大学 <H24>   | 97.5%  | 98%                          |

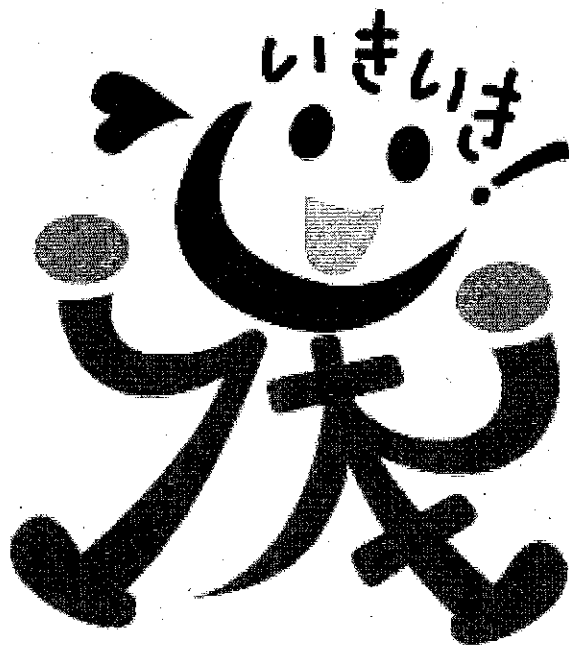
### 目標 4：生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

| 指 標                            |       | 現況値   | 目標値  |
|--------------------------------|-------|-------|------|
| 1 成人のスポーツ実施率（週1回以上）            | <H21> | 51.7% | 65%  |
| 2 国民体育大会で入賞（8位以内）する<br>種目数及び人数 | 種目数   | 38種目  | 50種目 |
|                                | 人数    | 74人   | 120人 |

### 目標 5：文化、伝統の継承、創造、再発見

| 指 標   |          | 現況値     | 目標値     |
|---|----------|---------|---------|
| 1 文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）（年間） | <H24>    | 57人     | 60人     |
| 2 県指定文化財の新規指定件数（期間中）                        | <H21~25> | 合計 31件  | 合計 15件  |
| 3 妻木晩田遺跡来場者数（年間）                            | <H24>    | 33,032人 | 50,000人 |
| 4 青谷上寺地遺跡展示館来場者数（年間）                        | <H24>    | 7,698人  | 20,000人 |

～心(こころ)とからだいきいきキャンペーン～



はじめよう！明日につながる生活リズム

【鳥取県教育振興基本計画、アクションプランに関するご意見・お問合せ先】

鳥取県教育委員会事務局 教育総務課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

電話 0857-26-7914

FAX 0857-26-8185

Eメール kyouikusoumu@pref.tottori.jp

【鳥取県教育振興基本計画に関するホームページアドレス】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku>